

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

—古代寺院縁起の近世近現代的展開—

中 前 正 志

はじめに

平成十八年十月一日、町制五十周年の記念イベントの一つとして、大阪府南河内郡太子町の太子町役場「万葉ホール」で池坊大阪府連合支部によるいけばな「礼式生け」が披露された¹⁾。平成十八年あるいは平成十九年が、太子町ゆかりの小野妹子が遣隋使になってちようど一四〇〇年目に当たるということで、その妹子を道祖と仰ぐ池坊が招請されたようだ。太子町は、聖徳太子墓として名高い磯長廟・叡福寺（上の太子）のある、まさに太子の町として知られるが、町内にはまた、用明天皇陵・推古天皇陵や蘇我馬子墓と共に、太子に仕えた妹子のものと伝えられる墓も鎮座しているのである。町立の竹内街道歴史資料館の南方、科長神社の前に、墓へと通じる参道の長い石段がある。『太子町誌』（昭43）は、その伝妹子墓について「幅約三メートル半、縦約一二メートル半の封土で、高さは、西約三メートル、東約一メートルあまり、……この地に葬ったわけは古記にもなく、不明である」とする（96〜97頁）。

池坊が太子町に集結したのは、右の平成十八年だけではない。毎年六月三十日に池坊では、右の伝小野妹子墓で道祖・

小野妹子墓前祭を執り行っている。その模様などは、池坊発行の月刊誌である『華道』や『The Ikenobo』に、たびたび伝えられている。例えば平成十一年九月発行の『華道』六十一巻九号には、

6月30日、大阪府南河内郡の道祖・小野妹子廟では、各地から門弟が集まり、恒例の道祖墓前祭が執り行われた。同刻、池坊道場・鶴の間では、祭壇の奥には小野妹子像の掛軸が祭られていた。

と報告されると共に、「道祖小野妹子墓」への参道の写真と、池坊道場に祭られた小野妹子像の掛軸の写真が掲載される。また、平成十七年六月発行の『The Ikenobo』四一四号は、「いけばなの道祖小野妹子」と題する特集を組み、その中でこの墓前祭について触れてもいる。

さて、京都の六角堂頂法寺の縁起伝承は、知られる通り、早くには醍醐寺本『諸寺縁起集』に掲載され、その内容の一部が『本朝世紀』康治二年（一一四三）十二月八日条に見えるから、少なくとも平安末期には成立していたことが明らかである。その古代の六角堂縁起伝承が石山寺の縁起伝承などに影響を与えた可能性については、拙稿「石山寺縁起と六角堂縁起」（『日本文芸研究』52―3、平12）において探求を試みてもいる。また、橋本正俊氏による最近の「中世六角堂縁起異説」（『国語国文』75―5、平18、橋本論文甲）「六角堂縁起の展開と太子伝」（『巡礼記研究』3、平18、橋本論文乙）では、中世以降に見られる新たな縁起伝承や中世太子伝に描かれる六角堂縁起が取り上げられ、綿密な検討が加えられている。小稿は、それらを承けてさらにその先、六角堂縁起の近世あるいは近現代における展開の一端を窺おうとするものであるのだが、その展開の中で大きな役割を演じることになるのが、右の池坊であり、小野妹子なのである。

一 『洛陽六角堂畧縁起』 版行略史―五伝本の分析から

近世に寺社などで盛んに版行された、通常は数丁の小冊子あるいは一枚物の、略縁起と総称されるものに、近年になっ

て随分と脚光が浴びせられている。翻刻や影印の刊行も相次いでいるし、また、ごく最近の二〇〇六年名古屋大学文学研究科研究集会（平成十八年十二月二十三日～二十五日、於名古屋大学）では「縁起と勸化の文化学―「略縁起の可能性を探る―」というテーマ設定がなされ、仏教文学会本部例会（平成十九年四月十四日、於同朋大学）では「略縁起」の小特集が組まれた²。あるいは、『近世略縁起論考』なる論集が近く刊行されるとも聞く。

小稿が取り上げる六角堂すなわち紫雲山頂法寺の縁起についても、略縁起というものの版行が、その近世的展開としてまず注意されるところであろう。外題を「洛陽六角堂畧（または「略」）縁起」、内題を「六角堂本尊畧（または「略」）縁起」とし、末尾に「六角堂／頂法寺」と記す略縁起が知られ、翻刻も、管見の限りでは、既に次の二種が見られる。

① 千早瀧太郎氏「諸寺縁起集三」（『観音』巻三ノ二、昭9） 収載観音瞻仰会文庫所蔵本翻刻

② 築瀬一雄氏『社寺縁起の研究』（勉誠社、平10） 収載故湯浅四郎氏所蔵本翻刻

①は、「数寺又は数十の寺社の縁起霊宝等を輯めた」、「湖東戸山、安随寺の住僧、宝永―宝暦頃の雲晴なる人の編纂に成る『社寺縁起集』『諸寺縁起霊宝記』等の数冊」であるところの観音瞻仰会所蔵本（現在の所蔵者に関しては未確認）のうち、「特に観音に由緒を持った諸寺、（稀には諸社、神宮寺の類）その縁起」（千早瀧太郎氏「諸寺縁起集一」、「観音」巻二ノ一収載、昭9）の翻刻を、観音瞻仰会発行の雑誌『観音』巻二ノ一～巻三ノ三に連載されたものの中に、見られる。翻刻されたのは、「半紙二枚分」に亘る雲晴書写本だったようである。末尾に、

享保十三戊申年二月良辰

敏達帝十三年ヨリ千百六十五年二成

と見られ、恐らくは享保十三年（一七二八）二月版行の刊本（あるいはさらにその写本）を雲晴が書写したものである。『月堂見聞集』（続日本随筆大成・別巻）の享保十三年条に、

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

・三月十一日、六角堂観音開帳、先月二月十七日開帳之処に、御寺務梶井御門主と池坊出入在^レ之に付、当月迄延引及候、如意輪金銅御長一寸八分、

・同（五月）十九日、六角堂観音閉帳、

・五月十一日、六角堂閉帳に付、今日戒名供養あり、……

と記録されていて、享保十三年二月十七日からの予定が延びて翌月十一日から六角堂にて開帳が行われたこと、『^{けいせい}亥刻鐘^六六角堂開帳』がその六角堂の開帳を当て込んだ狂言であること、知られている³。池坊中央研究所には、同年の開帳について種々記述した文献（『本尊開帳之記録』）が所蔵されてもいる。雲晴が書写した享保十三年二月の略縁起は、この開帳に合わせて版行されたものに違いあるまい。

なお、千早氏が『観音』誌上に翻刻された略縁起は、右の六角堂のものを含めて計二十七点だが、「観音瞻仰会文庫、他に小冊子又は一枚摺に於て、諸寺縁起類、亦夥しく集りをるが、これらは又、此雲晴編よりを終つてからの機会とする」（先掲千早氏「諸寺縁起集一」と記されてもいる。言及されることはあまりないようだが、既に戦前にもかなりの規模の略縁起の収集と翻刻の企画のあったこと、略縁起研究史上に銘記しておいてよからう。

②が翻刻する故湯浅四郎氏所蔵本は、築瀬氏『社寺縁起の研究』の「総説」に拠るに、刊本。①の場合のように、末尾に年記などは見えない。丁数など不明。

右の二点以外、翻刻などがまだ成されていないもので、確認し得たのは、次の三本（③の翻刻は後掲第二節冒頭に、③④⑤の影印と①⑤の主要校異一覧は小稿末に、各々掲載）。

③大阪府立中之島図書館所蔵『諸国社寺縁起』（朝日136・1）収載刊本

④国立国会図書館所蔵『堂中杖』（YD・古・2058マイクロフィルム）収載刊本

⑤ 京都府立総合資料館所蔵刊本 (CK13和・188・45・C53)

③の『諸国社寺縁起』は、諸国の社寺の略縁起などを合綴したもので、合七冊。白石克氏「既見『寺社略縁起類』目録稿(江戸期刊小冊子)」(『斯道文庫論集』19、昭57)に取り上げられている。同書第五冊に合綴される『洛陽六角堂畧縁起』は表紙を含めて全四丁。楮紙。白色無地表紙(本文共紙)。表紙中央に「洛陽六角堂畧縁起」と印刷。内題「六角堂本尊畧縁起」。每半葉十二行。末尾に、補刻によるものだろう、

天明第二寅歳三月十五日ヨリ三十日之間為拝

敏達帝十三年ヨリ千二百二十年ニナル

と印刷され、また、表紙左上にも「天明二とらの年開帳」と墨書される。天明二年(一七八二)の開帳に際してのものであるに違いない。同年の開帳について記した文献(『為拝記録』)も、先の享保十三年の開帳の場合と同じく池坊中央研究所に所蔵されている。なお、千早氏は、①を掲載した直後に、「雲晴編綴の此の『諸寺縁起』の類の一冊に、之と同文なる写本あり。但しこれが末尾には、『天明第三寅歳二月十五日ヨリ三十日之間為拝 敏達帝十三年ヨリ千二百二十年ニナル』と添書あり、此年、開帳ありしなるべし」と記す。二重傍線部「三」「より」は、本来は「二」「ヨリ」であつて、どの段階かにおける、その誤写などなのであろう。すなわち、③の右引末尾記事と同文の記事が末尾に存したということであつて、雲晴が集成した略縁起には、享保十三年の①と共に、③と同じ天明二年のものも含まれていたようである。

④の『堂中杖』も、③の『諸国社寺縁起』と同様、諸国の社寺の略縁起などを合綴したものである。同書の目録として、朝倉治彦氏「近世後期領行の寺社略縁起類」(『國學院大学日本文化研究所報』126・127、昭60)と間島由美子氏「国立国会図書館『堂中杖』目録」(中野猛氏『説話と伝承と略縁起』新典社、平8)が備わる。同書第一冊に合綴される『洛陽六角堂畧縁起』は、表紙を含めて全四丁。楮紙。表紙に「洛陽六角堂畧縁起」と印刷。内題「六角堂本尊畧縁起」。每半葉十二行。

①や③にあるような末尾記事・年記はない。

⑤は、③や④と違って、単冊で伝来する。表紙を含めて全四丁、一冊。楮紙。仮綴。白色無地表紙（本文共紙）。縦二・五×横一五・八糎。表紙中央に「洛陽六角堂略縁起」と印刷。内題「六角堂本尊略縁起」。每半葉十二行。丁付「二」「三」。①や③にあるような末尾記事・年記はない。なお、池坊中央研究所には、この⑤と同一の一冊と、さらにはその板木も所蔵されている。

以上の①⑤の五伝本の記すところは、ほとんど同文であると言ってもいいくらいだが、一方で微細な相違点があれば、れと相互に見られる（小稿末の『洛陽六角堂畧縁起』五伝本主要校異一覽参照）。その中で最も注意すべき大きな相違点は、①③が、

① 其宿願を遂んために、臣妹子等と材をとるの地をはかり、

③ 其宿願を遂んために、臣妹子等と材をとるの地をはかり、（1ウL6〜7）

とするところを、②④⑤が、

② 其宿願を遂んために、臣妹子下知して材をとるの地をはかり、

④ 其宿願を遂んために、臣妹子下知して材をとるの地をはかり、（1ウL6〜7）

⑤ 其宿願を遂んために、臣妹子下知して材をとるの地をはかり、（1ウL5〜6）

とする点である。このことは、先の五伝本のうち①と③の近さをまずは窺わせる。

しかし、①と③を見比べると、右引用箇所もそうであるように、①には、③と違って振り仮名が付されていない（ただし、ごく一部には見られる）。さらに、振り仮名に止まらず、①には③と相違する箇所がいくつも見られる。それらを、両者のもともとの差異を示すものとして捉えることも可能かもしれない。だが、そうではなくて、①が、先述通り刊本その

ものではなくて、その書写本であることを考慮するなら、そのことによって生じた相違であると捉えることも可能であつて、むしろその方がより妥当ではないかと思われる。

例えば、振り仮名の有無については、もとの刊本には③と同様の振り仮名が付されていたのを、雲晴が書写するに当たって省略したものと捉えることも無論、充分できよう。同様に、親鸞の六角堂参籠を記した末尾部の記事において、この①だけが、「夢想に生身の救世菩薩肉身白衣の像を現して、四句の頌文を授け給ふ」と記したあとに、他の四本のように「其も文もん曰い」(③) などとして「四句の頌文」を挙げるということをせず、「是より宗を広めて、衆生化度の巨益を得給ふ」と続けるのも、書写の段階における省略と捉えて差し支えないように思われる。よく知られる「四句の頌文」は雲晴にとつても既に馴染み深いものであったので書写する必要を感じなかった、「四句の頌文」を殊更ここに挙げなくても前後通じるため刊本のまま引用することをしなかった、二十八字に及ぶ漢字の羅列である「四句の頌文」を書写するのが厭わしかった、というような事情・理由が想像されるところであろう。さらに、①では、他の四本が「なり」と記す箇所が全て漢字「也」になっているが、これも、刊本では「なり」であつたのを、雲晴が書写するに際し一貫して「也」字を宛てたものと解し得る。あるいは、

- ①「淡路ノ国」③「淡路国」(あはちのくに) (1オL2) ①「ぬりし」③「塗ぬりし」(1オL4) ①「給ふ」③「賜たまふ」(1ウL3) ①「悦び」③「よろこび」(1ウL3) ①「阿耨菩薩」③「阿耨菩提あおくぼだい」(2ウL2) ③「名く」③「名なづく」(2ウL6) ①「をのすから」③「をのづから」(3オL2) ①「なけれハ」③「なかりけれハ」(3オL4)

というような、①と③の間に見られる他の相違点も、雲晴の書写する段階で比較的単純な理由で生じたものとして説明可能なものばかりであろう。

右のように捉えるならば、①が書写した享保十三年刊本と、天明二年刊本である③との間には、根本的な相違点がない

ことになる。そして、③は、その享保十三年刊本と同版であって、年記などの末尾記事だけを変更したものである、という見方も成り立つことになる。これは、雲晴が書写するに当って親本としたものと刊本が見出されればはつきりする問題であって、その探索に心掛ける必要があるが、現段階では、如上の見方をしておくのが妥当かと思われる。

これら①③とは一定の距離を置くであろう②④⑤のうち、②と④は、先引箇所もそうであるように、振り仮名も含めて全くの同文となっている（ただし、②の翻刻の誤植などによるかと思られる相違点はいくつか存する）。両者は同版のもの、さらに恐らくは同時期に発行された同一のものなのであろう。

また、刊本を直接閲覧することのできたもののうち、右の④と先の③とを見比べると、行数や字詰のあり方など全く同じで、行頭と行尾の文字も完全に一致しており（後掲影印参照）、一見同一のものであるように思える。しかし、先に示した通り、③「臣妹子等と材をとる」④「臣妹子下知して材をとる」という相違点がある。④のその箇所を見るに、③と異なる「下知して」の部分、特に「下知」の二文字が、その前後の文字と比べて小さくなっている。③における「等」と二文字の部分に、「下知して」四文字を入れた結果であろう。そのことは、④（Ⅱ②）が、③天明二年刊本か、③と同版の別の刊本を承け、それと同じ版を用いてそれに改変を加えたものである、ということを示している。③と④の間には、他にもいくつか相違点があり、③に見える「太子」のうち二箇所が④では「皇太子」になっている（2オL5、2オL12）ほか、③「光明」の振り仮名「くはうめう」が④では「くはうみやう」に変更されていたりする（2オL11）。2オL5の「皇太子」は、「太子」二文字のスペースに三文字を入れるため字間を詰めており、2オL12の「皇太子」については、それに続く部分「翁の教にまかせ」の字間を詰めて（「の」の字形を大きく変更してもいる）、「皇」一字を加えているようである。また、④は、「なにことも」歌の冒頭、「な」の右肩に「うた」^三を加えてもいる（2ウL2）。

右の③及び④（Ⅱ②）と⑤とは、一見して版が異なる（後掲影印参照）。右の通り③か③と同版の別の本を承ける④と、

⑤とを見比べると、その間に細部の相違が様々に見られるが、④が(①〜③も)「如意の尼公の記畧之」(3オL11〜12割注)「奉^レ祈^レなり」(3ウL1)と漢文体で記す部分を、⑤が「如意の尼公の記^キこれを略す」(3オL6〜7)「祈^レ奉^レなり」(3オL8)と和文体で記すことなどは、⑤の方が④よりも後のものであることを示唆しているように思われる。それは、④と⑤を実際に関連した際の感触とも一致する。

以上によって、『洛陽六角堂畧縁起』五伝本の関係を整理しつつ、そこから窺える同書版行の軌跡を粗々辿るならば、およそ次のようになるだろう。

五伝本のうち時代的に最も遡るのは①で、享保十三年(一七二八)版行のものである。ただし、①は、その版本自体でなくそれを書写したものであって、書写の段階で種々の改変が加えられているらしい。それに続くのは③で、①と同版で、末尾の年記等のみを変更したかと思られるもので、天明二年(一七八二)に版行された。それら①③については、本尊開帳に合せた版行であることが明らかに知れる。③の後のいつの時点かには、③か③と同版の別の版本を承け、それと同じ版を用いつつ本文に改変を加えた刊本が版行される。それが④であり、②はそれを翻刻したものであると認め得る。その④(①②)よりも後代のある時点、恐らくは幕末かそれに近い時点には、漢文体の箇所を和文体に改めるなど改版されて、⑤が版行された。

『洛陽六角堂畧縁起』は、ほぼ近世を通じて、微細な改変を行ったりしながら繰り返し版行され続けたようである。六角堂から発信された六角堂の縁起として、同書は、近世を代表するものであると言って間違いない。

二 『洛陽六角堂畧縁起』の本文とその前身―付享受一斑

次に、『洛陽六角堂畧縁起』の本文を、A〜Iの九段に分段して掲げる(B段についてはさらに、内容を整理するための

記号(イ)〜(ワ)を傍記した。また、改行箇所を/で示し、行頭右肩に半丁毎の行番号1〜12を付すと共に、改丁箇所は「で示して、その下に表紙を除く丁数と表裏の別を(1ウ)などと記した。先述通り、①〜⑤の五伝本の間に本文上の大きな相違はないのだが、刊行年が特定できて、直接現物を閲覧することのできた、未翻刻の③大阪府立中之島図書館所蔵『諸国社寺縁起』収載天明二年刊本を新たに翻刻して掲げる。①の方がより遡る享保十三年版行のものであるけれども、原本未見であるうえ、唯一見ることのできた翻刻本文は、先に触れたように、書写段階において本文に改変が加えられていることが考えられる写本によるものであるし、②④さらには⑤は先述通り③以後の後世的な要素を含んでいるようであるので、以下の検討では基本的に③に基づくことにしようと考えてのことである。無論、必要に応じて他の伝本も参照しなければならぬだろう。なお、左の翻刻を底本として他四本と校合した結果を、五伝本主要校異一覧として小稿末に掲げた。

1六角堂本尊畧縁起

A 2 洛陽六角堂頂法寺ハ敏達帝十三年十月淡路国岩/3 屋の浦の海中に一ツのあやしき物あり光明かゝやきて/4 浪に
乗て磯による漁人あやしミ見るに漆にて塗し/5 管なり題にいハく六臂聖如意輪観自在閻浮檀/6 金像一軀大隋衡
山光明寺沙門徳胤等謹上日本/7 国階下とありしゆへに帝都へ奏す其像一寸八分の閻/8 浮檀金の尊像なり帝太
子に問給ふ太子一たび見/9 て拜して宣ハく是我前身唐土衡山般若台に/10 侍し時仏道を修行し常に此尊像を持念せ
り順/11 世の期にのぞみ弟子徳胤等に与へていはく我是より/12 日域の王種に生れて必皇華の臣を以て迎ふべしと
〈1オ〉 1 誓ひしなり胤等使の至らざるゆへに祈誓して浪に/2 浮ぶるのミならんやと帝聞召て是を奇なりとして
則/3 太子に賜ふ太子甚よろこび身を放たず恭敬し給ふ
B 用明/4 帝二年太子十六歳の年暴臣守屋をたいらげ給ふ時/5 官軍利を失ハんとせし時天王寺を造立すべきちかひ

を／6 なして則守屋を退治し給ふ其宿願を遂んために臣／7 妹子等と材をとるの地をはかり此地に到り四方を見／8
るに万木生茂り日月を見るに木間なし太子池水に／9 浴し給ふとき奉持の守本尊をといて榭樹の枝の間／10 に置奉り
浴し終りて取給ふに像おもくしてあがり給はず／11 太子恐れて尊像にむかひ祈もとめ給へば本尊忽光を／12 放て語
曰 豈不レ知乎我護レ汝七生于今矣而此処亦「へ1ウ」1有レ縁当ニ止而利 生一 故 然而已太子感歎肝に銘じ此
／2 山水のかたち南をのぞき三方峰をたゞみ東西に川あつて／3 四神相応の地なり誠に後世にかならず繁花の地と成
べ／4 し奇材をゑらんで殿宇を建んとしたまふ時に一人老／5 翁東より来る其形粧平生ならず太子問 曰 我殿宇を
／6 建んとおもへり近き所に材ありやいなや翁答 曰此地の／7 かたはらに大木の杉あり枝葉枯しゆへに俗呼で禿杉
といへ／8 り朝毎に紫雲たなびく奇材ならんや我ハ是此地の／9 主なり此所を開基せば我跡を垂て守護すべしとのた
／10 まひて東をさして帰り給へるを見れば肉身變じて明星／11 天子菩薩紫磨黄金の膚と成光明赫奕として消／12 たま
ひけり 今鎮守唐崎大明神 太子翁の教にまかせ翌朝「へ2オ」1かたはらを尋ね給へハ大なる禿杉あり木のもとに至り見
給へハ／2 虫喰の文字にてなにもいとほむ山の草木こそ阿耨／3 菩提の花ぞ咲けるとあり則此樹を伐せ給ふに其
大さ／4 他の木を用ひすして殿宇なれり榭の木根六ツ出たり／5 是を用ひて柱を立給へばをのづから六ツの稜と成
ゆへに／6 六角堂と名づく像すでに六臂観音六道の慈航に／7 棹さして六趣の群迷をめぐらすにあんに相かなへり太
子／8 本朝伽藍建立の最頂に立給ひし故に其寺を頂／9 法寺と号し池に因んで池坊と名づけ小野妹子を／10 以て寺主
とす

C 其後二百五十余年を経て桓武天皇／11 御宇遷都の時官司城路をゑかくに此堂小路に／12 当る官司此旨を奏す天皇勅
して他所へ移すへしと「へ2ウ」1有けれハ此日黒雲たれて日光顕れす宛闇夜のごとし／2 官司大に恐れて願くハ堂宇
をのづから他所へ移り給へ／3 と誓せしにしばらく有て雲散じ日晴て堂北へ去事五／4 丈あまり少も損ずる事なかり

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

けれハ貴賤感ぜずといふこと／5なし則小路を分ち定め六角通といへり

D 又弘仁十一庚子／6の年弘法大師尊容を拜し生身の救世観音末世の衆／7生直に拜せんこと恐れありと手つから

御長一尺二寸の木／8像を一刀三礼して刻彫し一寸八の尊を木像に納め／9敬礼救世如意輪理智不二微妙体不捨造

悪諸／10衆生三世有情同利濟と偈を以て讚じ給ふ今の御さや

E 弘仁十二年嵯峨帝御靈夢によりて勅使あり如意／12公の記かさねちよくかうかきよくだいあんせんてんちやうちまう
にて干今奉祈なり 零之 重て勅を蒙り玉体安全天長地久の旨此道場」(3才) 1

F 長徳二年正月花山法皇御幸是順／2礼の始なり

G 永承四年後冷泉院諸国の堂社に仏舍利一／3粒づゝ納め給ふ時当寺より始め給ふ今舍利殿に奉納これなり

H 建仁三癸亥／4年四月五日夜善信親鸞上人 此堂に参籠ありて夢想に生身の／5救世菩薩肉身白衣の像を現じて四句の頌文

を授け給ふ／6其文曰 行者 宿報設女犯我成 玉女身被犯 一生之間能莊嚴臨終／7引導生極樂。是より宗を広め

て衆生化度の巨益を／8得給ふ

I なを此尊の利生方便唐土本朝の靈験旧記／9に委きゆへに今記すにたらず

一貫して年代順に記載されている。そして、A～Iの中で、分量的に全体の半ばほどを占めるBが、聖徳太子による本尊安置や堂宇創建の経緯を記す、まさに開創縁起の部分である。その前のAは、太子が前生において唐土・衡山にあった時に持念していた如意輪観音像、のちの六角堂本尊を、当時の太子の弟子・徳胤が筥に入れて浪に浮かべたところ、淡路国岩屋の浦に漂着し、それが敏達帝を経由して太子の手に渡ったと伝える、言わば開創前史の部分。一方、平安遷都に当り、小路を通すべき位置にあった六角堂が、自ら北方に移動したというCから、D弘仁十一年(八二〇)の弘法大師参拝とさや仏彫造、E弘仁十三年(八二二)の嵯峨天皇の靈夢と祈祷、F長徳二年(九九六)の花山法皇行幸と順礼(三十三

所観音順礼)の開始、G永承四年(一〇四九)の後冷泉院による仏舎利奉納、H建仁三年(一二〇三)の親鸞参籠と観音の四句頌文に至るまでは、開創後の略年代記とも言うべき内容になっている。

右のうち中核的な位置にあると言うべきBのまさに開創縁起の部分についてのみ、右掲翻刻中に傍記した(イ)〜(ワ)の記号と対応させる形で、その内容をさらに箇条書きに整理するならば、

- (イ) 聖徳太子は、十六歳の時、四天王寺造立の誓いを立てて守屋を退治した。
 - (ロ) 四天王寺造立のために用材を取るべき地を小野妹子らと選定して、この地に至った。
 - (ハ) 池水に沐浴しようと守本尊の観音を榊樹の枝の間に置くと、重くて持ち上がらなくなっていた。
 - (ニ) 観音が光を放って、七生に亘り太子を守護してきたが、以後はこの地に止まって衆生を利益しようと、と告げた。
 - (ホ) 後世繁栄すべき四神相応のこの地に奇材を選んで殿宇を建てようと、太子が言った。
 - (ヘ) 東からやって来た老翁に太子が尋ねると、禿杉(たか)と呼ばれる紫雲棚引く奇材の所在を教えてくれた。
 - (ト) 老翁が地主であることを告げて帰って行った、その姿は、光り輝く明星天子であった(今の鎮守・唐崎明神)。
 - (チ) 翌朝、老翁の教えに従って太子が尋ねてみると、確かに大きな禿杉があった。
 - (リ) この杉には、「なにこともいとほむ山の草木こそ阿耨菩提(あのくぼだい)の花ぞ咲(さ)ける」という虫喰いの文字があった。
 - (ヌ) 禿杉を伐って殿宇を造ったところ、他木を交えることなく殿宇が成った。
 - (ル) 榊樹の根が六つ出た上に柱を建てたので六角となり、六角堂と名付けられた。
 - (ヲ) 本朝伽藍建立の最頂であるので、頂法寺と号した。
 - (ワ) 池に因んで池坊と名付け、小野妹子を寺主とした。
- ということになるだろう。

さて、従来指摘されていないことと思われるが、この『洛陽六角堂畧縁起』が依拠したらしい、その前身と言うべき縁起が存する。それは、頂法寺所蔵の『六角堂頂法寺縁起』一卷（写本）である。ただし、同書については、現在までのところ拝閲の機会を得ておらず、その一部が引用・紹介されているのによって辛うじて、『洛陽六角堂畧縁起』の依拠資料であると推定されるものである。

『別冊太陽』一三四号「梅原猛の世界」（平凡社、平17）所収「六角堂と太子信仰―聖徳太子・空海・親鸞・秦氏」に、『六角堂頂法寺縁起』の冒頭部が、

洛陽六角堂頂法寺ハ、敏達帝十三年十月淡路国岩屋の浦の海中にひとつのあやしきものあり、光明かゝやきて浪に乗て磯による、漁人あやしみにみるに漆にて塗し箱なり、題にいはいはく、六臂聖如意輪觀自在閻浮檀金像一軀、大隋衡山光明寺沙門徳胤等謹上、日本国階下、とありしゆへに帝都へ奏す、其像一寸八分のゑんふたんの尊像なり、帝太子に問給ふ、太子ひとたひ見て拜していはいはく、是わか前身唐土の衡山般若台に侍し時、仏道を修行し常に此そんさうを持念せり、順世の期にのそみ弟子徳胤等にあたへてはいはく、我これより日域の王種に生れてかならず皇花の臣をもつて迎ふへし、と謂ひ置なり、胤等つかひのいたらさるゆへに定て誓ひして波に浮ふのみならむや、といへり、帝聞召てこれを奇なり、として則太子に賜ふ、太子甚よろこひつねに奉持し恭敬して暫も身をはなたさるなり、

と引かれるが、それは、一部に表現の違いなどあるものの、それ以外は先引『洛陽六角堂畧縁起』のA段とまさに同文となっている。また、「弘仁十二年庚子（八二二）、弘法大師空海が六角堂参詣。尊像を拜した空海、その場で、自ら一尺二寸（約三六センチメートル）の木造の観音像を刻した」「そして、一寸八分の尊像を、その胎内に納めた」と、『六角堂頂法寺縁起』の内容の一部が紹介されているのは、『洛陽六角堂畧縁起』のD段の内容と間違いなく合致する。

さらに、梅原猛氏『京都発見 二 路地遊行』（新潮社、平10）所収「聖徳太子と六角堂」にも、『六角堂頂法寺縁起』の

一節が次の通り引用されている。

其木^{そのき}大きき他の木を用ひすして殿宇なれり。たらの木の根六つ出たり、これを用ひて柱を立たまへは自から六の稜^{かど}となる故に六角堂と号^{なづ}く、像すてに六臂^{ろくひ}、今の堂六のかとあり、観音^{かんのん}六道^{ろくどう}の慈航^{じこう}に棹^{さし}さして六趣の群迷^{ぐんめい}をめぐらすに、あんに相かなへり、

右記事も、『洛陽六角堂畧縁起』のB段の(ヌ)(ル)のほぼ全体(2ウL3く7)とほとんど同文になっている。

これら二、三の事例だけからでも、『洛陽六角堂畧縁起』と『六角堂頂法寺縁起』が極めて密接な関係にあること、明らかに窺えよう。

では、両書はいかなる関係にあるのか。それを考えようとする時、先の『別冊太陽』一三四号がさらに引く『六角堂頂法寺縁起』の次の一節、

弘仁^{こうにん}十三年春帝^{てい}靈夢により華使^{かし}を頂法寺へ遣^{つかわす}に物色して妃を得、妃宮に入るに儀容端麗^{たんれい}にして婦徳従順なり、浴^{よく}せされとも垢^{あか}なく天香^{てんこう}自然にして薰染^{くんせん}をもちひす、常に如意輪^{いじりん}の咒^{じゆ}を日課とす、帝他にことなり寵愛^{ちやうあい}し給ふ、天皇もとより如意輪の像を持し自から如意輪の法を修し給ひ、一七日のうちに真身^{しんじん}を見んと誓ひたまふに第六の夜空中に声有て曰^{いわく}、真身の我身は第四の妃これなり、と告給^{つげたま}ふ(第四の妃ハ頂法寺よりまかりし妃なり)

に注意されてくる。『別冊太陽』一三四号にも指摘される通り、『元亨釈書』(新訂増補国史大系)卷十八如意尼伝に「弘仁十三年。帝在^{マヌ}儲宮^ニ。春初得^ニ靈夢^ニ。遣^ニ華使^ヲ於頂法寺。物色而得^レ妃。妃入^レ宮。儀容端麗。婦徳従順。……不^ニ沐浴^ニ。体無^レ垢。天香自然。不^レ用^ニ薰染^ニ。持^ニ如意輪咒^ヲ為^ニ日課^ニ。……」とあるのに基づいた、如意尼の伝承に他ならない。

一方、『洛陽六角堂畧縁起』には、右記事をそのままに載せたような部分は見られないが、しかしE段の前半に、
弘仁十三年嵯峨帝御靈夢によりて勅使あり
如意^{いぎ}の尼公^{にこう}
の記畧^{きりやく}之

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

とあるのに目を向けなければならない。実線部は、『六角堂頂法寺縁起』右記事の冒頭の波線部とほぼ対応する。そして、その実線部の下の割注に「如意の尼公にようの記き」を省略したことを述べている。それは、『六角堂頂法寺縁起』右記事の波線部に続く如意尼に関する記事を、『洛陽六角堂畧縁起』が略して載せなかったことを、示すものに他ならないだろう。両書の関係のあり方は、このことから明らかに窺えるところであって、『六角堂頂法寺縁起』を前身の本縁起とし、それに依拠して作成された略縁起が『洛陽六角堂畧縁起』であったに違いあるまい。

したがって、先に取り上げた二、三の事例以外の部分においても、『六角堂頂法寺縁起』には、『洛陽六角堂畧縁起』に載る記事が基本的にそのまま存するものと見られる。ただし、全てというわけではないと思われる。

右『別冊太陽』などによるに、『六角堂頂法寺縁起』は、建久七年（一一九六）作成と伝えられているらしい。しかし、後述するように、内容から見て近世以降の成立であるに違いない。ただ、前節の①の刊行年である享保十三年（一七二八）あるいはそれ以前には成っていた『洛陽六角堂畧縁起』が、右の通り依拠しているのだから、さらにそれよりも前、十八世紀初頭頃あるいは十七世紀の成立ということになる。したがって、『洛陽六角堂畧縁起』の中で時代的に最も新しい事柄、H段に取り上げる建仁三年（一一〇三）の親鸞参籠の一件は、『六角堂頂法寺縁起』の実際の成立期より前のことになるけれども、同書が成立したと伝える建久七年（一一九六）よりは後のことであって、同書には載せられていないものと思われる。ということは、その親鸞参籠の件は『六角堂頂法寺縁起』に依拠したのではなくて、『洛陽六角堂畧縁起』が自ら付加したということになるのであって、先の如意尼に関する記事に窺えたように、本縁起たる『六角堂頂法寺縁起』を適宜簡略化するというだけではなくて、逆に必要に応じて同書にはない記事を増補してもいたことになる。その点、注意しなければならぬ。

なお、東京国立博物館に「西国十八番／六角堂再建勸化」と外題する（縦二一・九×横一五・八糎の表紙の左上に墨書）

一冊の刊本が所蔵されている(015と2474、後表紙見返しに朱印「徳川宗敬氏寄贈」)。前後表紙以外全二丁で、一丁表(扉)に「勅願所／西国十八番／六角堂再建勸化／別当池坊黒印／拾七町講中黒印」と記し、二丁表に六角堂の絵を載せるが(二丁裏は記載なし)、一丁裏には、

本尊救世観世音菩薩は、聖徳太子七世之御守尊／像也。建仁三年四月五日、御開山親鸞上人此堂に参籠まし／まして、夢想に四句の頌文を授り玉ふより、一宗をひらかせ玉ふ。／此尊像の利生方便、唐土本朝旧記に委しき故に、今記に／たらず。然るに、天明申年正月本堂類焼の後、いまだ再建／成就いたさず候。有心の他力をもつて、此度再建に取懸り／申度候物也。多少ニよらず御寄附偏ニ所希候也。／文化二丑年／

と記述する。天明八年(一七八八)に類焼した本堂の再建に向けて、池坊らが寄附を呼び掛ける、文化二年(一八〇五)発行の勸化書。右のうち傍線部が、先掲『洛陽六角堂畧縁起』のH段・I段の記述と対応し、部分的には表現に至るまで酷似さらには一致している。先述通り、親鸞参籠の一件を伝えるH段は『六角堂頂法寺縁起』にはなかったと見られるのであって、右傍線部は、本縁起たる『六角堂頂法寺縁起』ではなくて、『洛陽六角堂畧縁起』の方に拠ったものである。同書が六角堂内で享受・利用されたことを示す一つの事例として注意されよう。

三 池坊と妹子の進出―顕現する縁起

醍醐寺本『諸寺縁起集』(校刊美術史料)に記載される古代の六角堂縁起は、次の通り、右掲『洛陽六角堂畧縁起』のB段を含むA〜C段にはば対応する内容を備えている。十卷本『伊呂波字類集』や『続古事談』巻四に収載の六角堂縁起でも同様である。『洛陽六角堂畧縁起』のA〜C段は、遠く古代の縁起を多分に引き継いでいると言えよう。

A山背国平景愛宕郡六角堂如意輪観音、淡路国巖屋海、小韓檀入乍差鎌、被打寄也、而聖徳太子取開見之一処、即如意

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

輪觀音也、為持仏、

B 太子与守屋一合戰之間、誓願云、戰若勝畢、可奉造立四天王者、我有其利、如思一勝畢、欲建立四天王寺、採材木於山城国愛宕杣之、暨奉居本尊於多良樹榭一浴水、々々畢如本取本尊、全不敬樹榭一給、祈請、夢云、吾為汝本尊一既經七世、於今一者於此処、可利益衆生一也、即欲建立御堂、於此所任如之処、自東一老嫗出来、太子問件老嫗一云、此地建立小堂、材木不日採得事如何、即答云、此傍有秃相樹一本、每朝紫雲下降此樹一者、翌日早旦、向給件樹下見之、果如老嫗言、即見之切臥、以件樹一本、奉造立六角堂一字一畢、

C 其後遷都之造宮使奏云、京都欲打丈尺、分定小路之処、有六角小堂一字、不可分定、小路中心可当之、所謂聖德太子建立六角堂是也、勅可奉壞渡御堂於他所、仍行事官等引率、來臨見之、無堂宇、奏此旨、重遣勅使云、是元住此所、有御志一者、南北之間、少可令入一給、于時天下俄暗然成奇之処、五丈許令入北一給、仍分定六角小路了、靈驗殊勝也、しかしながら、醍醐寺本『諸寺縁起集』所載右掲記事のような古代縁起と『洛陽六角堂畧縁起』AとC段とをより子細に見比べるならば、前者にはなくて後者にのみ存する内容が少なくないことに、特に注意されるだろう。『洛陽六角堂畧縁起』は、古代縁起を引き継いでいるだけでは決してない。

例えば、『洛陽六角堂畧縁起』A段について見るに、淡路国岩屋の浦に太子の七生以来の持仏である如意輪觀音が漂着して、それが太子の手に渡ることになる点は、醍醐寺本『諸寺縁起集』にも共通するところだが、そもそもその如意輪觀音が漂着した事情を、太子の前生の弟子である徳胤が、太子から与えられたあと波に浮かべたのだと説明するのは、醍醐寺本『諸寺縁起集』にはない要素である。同書には「徳胤」という人物自体どこにも出てこない。それは、『伊呂波字類抄』や『続古事談』に載せる六角堂縁起でも同様である。しかし、この徳胤をめぐる一件は、もちろん繁簡等様々であるが、『元亨釈書』卷二十八や『觀音利益集』、諸種の中世太子伝および広く流布した寛文六年版『聖德太子伝記』に見られ、橋

本論文甲が、中世になって湧き起こってきた異説として注目するところである。『洛陽六角堂畧縁起』は、その中世の異説を受け継いだのに違いない。

また、『洛陽六角堂畧縁起』B段の(へ)と(ト)は一連のものだが、そのうち(ト)に相当する内容も醍醐寺本『諸寺縁起集』などには見られない。(へ)(ト)に登場する「老翁」が醍醐寺本『諸寺縁起集』では「老嫗」となっていて、食い違ってもいる。しかし、例えば、頂法寺所蔵の太子絵伝で、六角堂創建の場面を大きく画く室町期の『聖徳太子絵伝』六幅の中に

同年。太子入_ニ彼山_一。吾取_レ杣時。御守_ニ仏奉_レ懸_ニ桜樅木_一取_ニ自斧_一切_レ木。及_レ夕浴_ニ泉水_一取_ニ御守_一不_レ離_レ木放_レ光御座。
時自_レ東一人老翁出現。太子発願語_レ趣給。翁曰此傍有_ニ禿帽_一。紫雲靨。太子手自件_レ相造_ニ立六角小堂_一。七生御守_ニ如意輪金像_一為_ニ本尊_一。是未来利益相応地也。又老翁今鎮守_ニ明星天子_一是也。

と見られる。確かに「老翁」になっていて、それが明星天子であると明かされている点、(ト)の内容と合致する。また、老翁自らが正体を明かしつつ明星天子と変じて去ったという、(ト)とまさに同様の内容も、例えば満性寺本『聖法輪蔵』(真宗史料集成4)に「爾時翁白_ニ太子_一言様、抑、翁実人間者不侍、此山山神也、……末代彼加藍可_レ奉_ニ守護_一、忽頭_ニ明星天子_一、放_ニ光明_一上_ニ万里虚空_一給ケル也」と見られたりする。ここに登場する明星天子などについては橋本論文乙に詳しい。

その他、『洛陽六角堂畧縁起』のB段(リ)(ル)(ヲ)に相当する内容も、醍醐寺本『諸寺縁起集』などには載せられていないが、中世太子伝あるいは寛文六年版『聖徳太子伝記』などには見られる。『洛陽六角堂畧縁起』A-C段は、古代縁起の内容を継承するだけでなく、中世における、特に太子伝の中で発生・展開してきたような種々伝承をも、盛り込んだものになっているのである。

では、古代の縁起に中世発生の諸伝承を加えれば、『洛陽六角堂畧縁起』AとC段の内容が、その中にすべて収まるのかと言うと、なおそうではない。古代および中世の縁起伝承には見当たらない内容が、わずかながら含まれている。

例えば、B段(ト)において、老翁が明星天子と変じて去ることは、先述通り満性寺本『聖法輪藏』などに見られたが、(ト)の末尾の割注「今鎮守唐崎大明神／と崇め奉るこれなり」に相当する記述は、古代はもちろん中世の縁起伝承の中にも見出し難い。橋本論文乙も注意するように、現在、六角堂本堂から見て東南方の境内に「祇園社」「天満宮」と合祀された「唐崎社」が存在し、宝永元年(一七〇四)『花洛細見図』卷十二(新修京都叢書8)にも同様の位置に「からさき明しん」が画かれている。『洛陽六角堂畧縁起』C段、遡って先引醍醐寺本『諸寺縁起集』などに記される通り、六角堂は平安遷都に際して自ら五丈ほど北に移動したと伝えるから、六角堂が当初あったとされる位置(もとの礎石と伝わる「へそ石」は現在、堂と南門の中間付近に存するが、以前は「南門外の、六角通の道路の中央よりも僅か門近くに据えてあった。『都名所図会』卷一挿絵に画かれる通り。また、『西国順礼三十三所普陀洛伝記』卷十九『同朋大学仏教文化研究所紀要』16)に「今の六角堂門前の町の真中に丸き石壺つあり…」から見れば、現在の唐崎社はほぼ東方に当たることになり、それは、老翁＝明星天子＝唐崎明神が「東より」(2オL5)来て「東をさして」(2オL10)帰ったと『洛陽六角堂畧縁起』が説くのと、まさに対応する。明星天子と唐崎明神とが「いつ頃結びついたのかは明らかでない」(橋本論文乙)が、享保十三年(一七二八)には成立していた『洛陽六角堂畧縁起』B段(ト)の先の割注が、両者を結び付けた記述として相当に早い部類に属するものであることは確かなようである(その前身の『六角堂頂法寺縁起』にも同様の記事が存するならば、そちらの方がより遡ることになる)、同書は、両者を結び付ける比較的新しい伝承を盛り込んだのだと思われる。

中世以前の縁起伝承には見られない内容として、右の唐崎明神の一件よりも注目されるのは、B段の(ワ)「池に因んで池坊と名づけ小野妹子を以て寺主とす」(2ウL9と10)である。「頂法寺」の寺号由来(ヲ)「太子本朝伽藍建立の最頂に

立給ひし故に其寺を頂法寺と号し」(2ウL7く9)に続けて、「池坊」の由来を記し、さらに、小野妹子を寺主と定めたのだと述べる。池坊が少々唐突に出てくるように思えるが、池坊は頂法寺内の住坊であって、頂法寺の住持が代々、その池坊にいて寺務を取り仕切っていることを念頭に置きつつ、その意味するところを少々補って言うならば、頂法寺創建と共に設けた住坊は池に因んで「池坊」と名付け、小野妹子を同寺寺主に任じてその池坊に住ませた、というくらいになるだろう。そこに、明確な形ではないものの、池坊の由来を説く「池坊縁起」とも言うべき要素が含まれているのを見て取ることが出来るだろう。『洛陽六角堂畧縁起』は、古代および中世の六角堂縁起の記述を多く引き継ぎながら、一方で、それら従来の六角堂縁起には登場していなかった池坊と小野妹子がその中に進出してきていて、両者を結び付けたような池坊縁起とも言うべきものを、自らの中に盛り込んでいるのである。その点、近世六角堂縁起の新たな展開として注意しておきたい。

そう言えば、先の唐崎明神についての割注に至る(へ)(ト)の一連の内容も、「唐崎明神縁起」としての要素を備えていよう。六角堂頂法寺という一つの寺院において、寺内の坊舎や神祠の創始、由来を語る縁起らしきものが様々に顕現してきていた、その一つが右の「池坊縁起」だとも言えるだろうか。

また、知られる通り池坊は、近世以前の文献にも

小御所華可拝見之由被仰之、池房弟子立之云々、
〔『実隆公記』長享二年十月四日、続群書類従完成会刊翻刻〕

池ノ坊の花の弟子、花のしほつけの事、細々物語り候。
〔『禅鳳雑談』日本思想大系〕

池ノ坊御前ノ花ヲサスナレハ一瓶ナリト。是ヤマナハン。
〔『多胡辰敬家訓』続群書類従〕

などに見えるし、連歌師として名高い専順がおり、『専応口伝』もあるのであって、少なくとも室町期にはその存在が確認されると共に、そのいけばなが著名になっていたことも窺える。そして近世になると、例えば『雍州府志』(新修京都叢書

10) 卷四の「頂法寺」条に、

在三條南、称六角堂。梶井門主為寺務。聖德太子、広隆寺建立時、伐材木於此処。其中梶樹有靈光、以此木刻觀音像、安置之。一説、斯靈像、聖德太子自淡路国岩屋迎之云。是二十三所順礼之隨一也。近世僧專光住方丈。

斯人得下数品花枝於一瓶中、而模山水之景象。倭俗謂立花。至今代々玩之僧俗、為此徒弟者多。

とあり、同書卷六「樹枝」条にも「是謂立花。今玩之人多出自池坊泉光」と見える。多くの「僧俗」が「專光」「池坊泉光」の「立花」の「徒弟」となっていた状況が知れる(傍線部)。近世の六角堂の縁起の中に池坊あるいは妹子が進出し、「池坊縁起」が顕現することになったのには、池坊とそのいけばなの右の如き勃興と隆盛が背景としてあつたに違いない。

ところで、先の(ワ)に「池に因んで池坊と名づけ」とあるが、その「池」とは、B段冒頭部の印象的な場面、(ハ)にも「太子池水に浴し給ふとき奉持の守本尊をといて榊樹の枝の間に置奉り、浴し終りて取給ふに像おもくしてあがり給はず」(1ウL8~10)と見える「池」であつて、両者呼応するものなのだろう。聖德太子が池で沐浴しようとして榊樹の枝の間に置いた守本尊が動かなくなつて安置され、六角堂が開創された、その「池」に因んで「池坊」と名付けたのだ、ということであるに違いない。『洛陽六角堂畧縁起』にあつては、池坊縁起と言うべきものが、中心的な位置を占める六角堂の開創縁起の部分に単に付随しているというのではなくて、それと密接に繋がる形で説かれているのである。

沐浴の場面、従来の縁起記事では、「浴水」(醍醐寺本『諸寺縁起集』『伊呂波字類抄』)「水あみ給て」(『続古事談』巻四、新日本古典文学大系)「浴泉水」(『元亨釈書』巻二十八)「泉水ニ浴シ給トテ」(『壺囊鈔』巻十二、臨川書店刊影印)などとあつて、「池」が出てこない。他でもない頂法寺所蔵の『聖德太子絵伝』六幅の先引詞書でも「浴泉水」であるし、あるいは、『洛陽六角堂畧縁起』に近い時点のものでも「清水に浴して」(延宝五年一六七七)刊『出来斎京土産』

卷一、新修京都叢書11)「泉水ニ沐浴セント思シメシテ」(宝永二年(一七〇五)刊『観音冥応集』卷三、和泉書院刊翻刻)と、同様である。さらには、国立公文書館内閣文庫所蔵『聖徳太子伝抄』、『太子伝阿弥陀院抄』、宝永五(六年(一七〇八)九)写)が「其時太子泉水ヲ浴ントテ、御身ヲ不レ放カケ給ヘル御守如意輪観音ヲ檨樹枝ニカケヲキ給。或ハ忝クモ材木ノ綱ヲ引ントテカケヲキ給トモ云ヒ、又斧ヲ以テ木ヲ切ントテカケヲキ給トモ申也」と記すように、「池」が出ないばかりか、そもそも守本尊を木に掛けることになる、その原因を、沐浴ではなく他の事柄に求める所説さえ、

こゝかしこの、木をきらんため、有木のえたに、(如意輪観音を入れた)おいをかけ、たゝんとし給ふに、いかにも此おい、はたらき給はず、
(赤木文庫旧蔵本『おちくぼ』室町時代物語集3)

俄に不浄のさはりありて、かのくはんをんとり給て、大木の松のえたにかけさせ給ひ、不浄をとゝのへおはしまし
て、
(『太子開城記』上 室町時代物語集4)

材木ヲ取シメ玉イケルニ、御少用アリテ、御守リニカケラレテ候ケル先七生所持ノ御本尊ノ観音ヲ、ソハニ候ケル多羅ノ木ニカケサセ給フ。
(『聖誉鈔』法隆寺史料集成10)

太子向ニ彼靈木ニ、暫有ニ御観念、既切ニ彼木一給、膚御守緒ツマリケレハ、取テ傍ナルタラノ木ノ枝懸御、彼切ニ靈木一給ケル、
(満性寺本『聖法輪蔵』)

忝ナク太子杣人ニ交リ材木ノ綱ヲ引給フ所ニ、御守之本尊金銅ニテ重ク思食テ、且ク脱キ給テ大ナル多羅之木之杭
懸テ進セ給フ。
(四天王寺本『太子伝』、第九21才、中世聖徳太子伝集成4)

太子ハ峯ニ上リ谷ニ下リ、人夫杣人ヲ御奉行有シ為ニ、御守ノ御本尊ヲ大多良ノ木ノ枝ノ株ニ懸テ置セ玉テ。
(叡山文庫本『太子伝』第三73才、中世聖徳太子伝集成4)

杣山人ならびに大臣諸卿ともに木をきり、をのく材木をとりければ、太子我もきりてみんとて御守本尊の像をは

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

多櫛木に折懸給ひて、自斧をとりて大木をきり給ふ。

(寛文六年版『聖徳太子伝記』伝承文学資料集成1)

というように、中世以降の太子伝などにはあれこれ見られる。当然のことながら、太子が沐浴しなければ「池」の出る幕は全くなくなる。また、「……来此地。像亦持来。夜夢宜安於此。……」(正徳二年(一七一二)刊『和漢三才図会』東京美術刊影印)のように、簡略化された結果、観音を木に掛けるという要素自体が含まれない場合も見られる。

こうした状況下で『洛陽六角堂畧縁起』は「太子池水に浴し給ふとき」と記したのであつて、それは決して偶然ではない。「池坊」の名称由来、ひいては池坊縁起と言ふべきものを導き出すために、従来の六角堂縁起になかった表現「池水」を殊更選択しているのである。そのように六角堂縁起に微細な操作を加えてそれとの関連性を持たせながら、相当に用意周到に、同縁起の中に「池坊縁起」が盛り込まれていること、注意しておくべきだろう。

なお、『別冊太陽』一三四号は、先に挙げた以外にも『六角堂頂法寺縁起』の一節を、

太子伽藍建立の最頂に立給ひしゆへに、其寺を頂法寺と号し池に因て池坊と名つけ、小野妹子をもつて寺の主とす。

と引用している(右の一部は平成十八年七月発行『華道』六十八巻七号16、17頁にも引用)。これは、右に注目してきた『洛陽六角堂畧縁起』の(ヲ)(ワ)の部分とほとんど同文になっている(同趣旨の記事が近世以降の文献には見られても中世文献には見難くて、内容上中世にはあり得ないと思われる、右引記事後半部の存在は、建久七年(一一九七)作成という『六角堂頂法寺縁起』が、実際は近世の成立であることを示唆しているよう)。したがって、池坊を妹子と結び付けた形の「池坊縁起」が『洛陽六角堂畧縁起』以前の六角堂縁起には見られないというようなことを右に述べたのなどについては、同書の前身であるこの『六角堂頂法寺縁起』を唯一の例外として除外しなければならぬことになる。また、全容を把握し得ていないので確実なことが言えないのだが、『洛陽六角堂畧縁起』について右に述べてきたことはそのまま、『六角堂頂法寺縁起』にも、あるいは『六角堂頂法寺縁起』にこそ、当てはまることになるのかもしれない。

四 専慶から妹子へ——池坊いけばな縁起の形成と変遷

『洛陽六角堂畧縁起』は、さらに恐らくは『六角堂頂法寺縁起』も、いけばなには全く言及していない。したがって、『洛陽六角堂畧縁起』が「池に因んで池坊と名づけ小野妹子を以て寺主とす」とし、また『六角堂頂法寺縁起』も同様にして、「池坊縁起」を盛り込んでいるのは、小野妹子を池坊の創始のみと結び付けているのであって、そのいけばなの創始までも妹子と関係付けようとしているわけではないものと一応は見られる。しかし、妹子は、池坊に止まらず、池坊におけるいけばなの創始と結び付いた存在としても捉えられていた。現在、池坊が妹子を、そのいけばなの道祖と仰いでいること、小稿冒頭に述べたところだが、そうした理解は、既に知られている通り、近世に始まっている。

例えば、『洛陽六角堂畧縁起』五伝本のうち最も遡る①が版行された享保十三年（一七二八）からほぼ百年後の『池坊家花道秘書』になると、妹子が池坊のいけばなの先駆であるとはつきり記述される。同書は、従来この問題に関わって特に取り上げられたことのない文献だが、文政十二年（一八二九）自序の末に「京都六角堂池坊門人 豊後国生花会頭 清朗園森文華誌」と見えるから、「池坊門人」であり、池坊が展開する全国組織の中での「豊後国生花会頭」という役職^①にある人物の著作であって、池坊から発信されたものに準ずる存在と言えるだろう。その同書が、「生花濫觴池坊家由来」と題して、次の通り記す。

生花の濫觴其の始めかへし南天竺国にして、仏在世には人の心素直に慈悲深く、有情非情を別ち、有情の生類は皆父母有りて、非情の草木は別に父母なく、天を父とし地を母とし、雨露の恵みを受けて其の生を保てり。然れども、此に生じては彼に移る事を得ず。さるに年々時候の運行に恋しき花を開き、実を結ぶ事いと正しき物なれども、折にふれては風雨の為にあやまられて、時の至らぬ華を落せば、それを憐びて大きな盆中に水を湛へて其の花を養ひ、ま

た枝葉とともに折れ損ぜしをば瓶に水を盛りて是を挿み、暫時が程にても、其の生を保たしめしとなり。これ三国に伝りて今に仏家の皿に華を盛り、瓶に花を挿むの本示なり。然るに艷色有るものは衰へ易き事を悟り、且つは飛花落葉を觀じ、彼の華に己がころを添へ、瓶に挿みて仏に供し、後世仏果を得ん事を禱りしとぞ。又我が朝にては、往昔欽明天皇の御宇、百濟の国より仏法始めて渡り来りしより以来、是を尊信せる人少からず。就中用明天皇の太子、聖徳王と、大臣蘇我馬子とひとしく仏の法に帰依し給ひ、御年十有五歳の時、一字六解の仏舎を今の京師の地に創立したまひ、太子七世の本尊觀世音菩薩を安置し給ふ。時に小野臣妹子といふ人あり。是も同じく仏道に歸入し、其の官を退きて剃髮せしめ、其の名を專愁と号せしを、堂主に命じ永く香花を供せしめ給ふ。此の人を池の坊の元祖として、花の道もまた是を濫觴とする処なり。

其の後第十二世、專慶僧都諸の花に高下の位を定められしかば、花の道もやゝ行きける故に、此の人を以て、花道の祖とし、然りし後二十七世、專鎮僧都の時に至り、足利將軍源義政公、其の頃東山の麓に寓居し給ふ。專風流を弄び、伊勢、今川、小笠原の礼式家、画家、茶家、盆山家など、其の家を定められる時に、僧都をして花道の家に命ぜられしより、此の道海内に周く行はれ、今に至りて花の家と称する事は池の坊に限れると知るべし。

ここで特に注意されるのは、小野妹子について記す実線部。その中で、太子が妹子を「堂主に命じ」、妹子が「池の坊の元祖」となった、というのは、退官・剃髮して「專愁」（恐らくは「專務」の誤り）と号したことを記す点と「池坊」の名について触れない点とは異なるものの、『洛陽六角堂畧縁起』に見られる、先に注目した記事「池に因んで池坊と名づけ小野妹子を以て寺主とす」と、ほぼ対応する内容になっている。ところが、右記事の実線部はそれだけに止まっていはい。「生花濫觴池坊家由来」という標題と対応して、「池坊家由来」だけでなく「生花濫觴」を説いており、太子が妹子に「永く香花を供せしめ」た、それが、「花の道」の「濫觴」である、とも述べている。すなわち、妹子を、池坊の創始と結

び付けるだけでなく、そのいけばなの創始とも結び付けているのである。

『洛陽六角堂畧縁起』さらに『六角堂頂法寺縁起』について「池坊縁起」とも言うべき要素が盛り込まれていると先に述べたが、右記事は、そのみならず、その池坊におけるいけばなの由来をも同時に語る、まさに「池坊いけばな縁起」とも言うべきものになっていよう。これも従来、特に取り上げられたことのないと思われる事例だが、寛政八年（一七九六）跋『立華錦木』（続花道古書集成2）の本文冒頭に、

問 立花の世に弘まりし此其濫觴如何。答 多説あり。且く其二説を挙げて以て試に之を評せん。一説に云にハ、立花ハ聖徳皇太子はじめて小野の某につたふ。小野家落髪してすなハち池坊と称す。爾しより来た、師々相承し弟々服膺して、今にいたるまで絶すと。一説にいふにハ、足利將軍家東山殿立花をはしめて玩びたまふ。其時においてハ、今世に伝る十ヶ條を以てこれを教たまふ。しかるに所以ありて是を池坊に授くと。

といった記事が見えるから、妹子を祖とする池坊いけばな縁起は、『池坊家花道秘書』よりも遡って、十八世紀には形成されていて、同末ころにはいけばな界ではかなり普及していたものようである。

ところで、『池坊家花道秘書』の先引記事には、少々不可解に思えるところがある。それは、前述通り、太子が妹子に供花させたのを花の道の濫觴とする一方で、その直後には、第十二世という「専慶僧都」を「花道の祖」と記していることである（破線部）。それら両者がどういう関係になるのか、不明確であり不可解であろう。そういう記述になったのは、訳がある。実は、妹子始祖説以前に専慶始祖説のあったことが知られているのであって、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起よりも前に、専慶を始祖とする池坊いけばな縁起が説かれていたのである。

専慶とは、『碧山日録』（増補統史料大成20）に「与長法寺之専慶、相会於春公之宅、慶久司其寺務、仍問聖徳太子之事迹、共論其伝之詳略」（寛正二年四月十六日条）「春公招専慶、挿花草於金瓶者数十枝、洛中好事者来競観之」（寛正三年二

月二十五日条)「専慶來、折菊挿於瓶、皆嘆其妙也」(同年十月二日条)と見える、いけばなの名手として知られた十五世紀中葉頃の人物。池坊やいけばなの研究においては周知のもので、澤田ふじ子の小説『空蟬の花―池坊の異端児・大住院以信』(新潮社、平2)の冒頭部にも引用される記事だが、慶長五年(一六〇〇)の『百瓶華序』(続群書類従)に、

夫以洛陽繁華之地。有所名六角。真市中隱也。由是有寺号頂法。当其乾之方有深居。名曰池坊。累代以立華於瓶裡為家業。其元祖曰専慶。自専慶至于今之池坊専好法印。累十三葉。法印以華馳名。

と見える。「立華」を「家業」としてきた「池坊」の「元祖」を、専慶であるとするとする。

あるいは、これも知られるものだが、黒川道祐『遠碧軒記』下之一「人事」(日本随筆大成(第一期)10、へ)内は割注)に、観音伝授説話と言うべきものを含んだ形で、

六角堂(頂法寺雲林院と云)今より十六代前専慶法師立花をこのみ、観音より立花の工を霊夢を蒙る。専好と云より家業とす、これより家風を改む。(以下、六角堂縁起記事を載せる割注あり)

と記されている。また、右と同様の内容は、正徳四年(一七一四)の『都名所車』(新修京都叢書5)「六角堂」条にも、六角堂縁起記事に続ける形で、次の通り見える。享保二年(一七一七)『山城名所寺社物語』巻六にも同様の記事が載る。桓武天皇の御宇、六角堂となづけ給ふ。御本尊は聖徳太子の守り本尊如意輪観音なり。本朝最上に立し寺故、頂法寺といふ。毎年七夕には当寺の池の坊にて立花あり。いにしへ池の坊の先祖せんけい法師、立花をこのみ、深山幽谷のさかしきもいとはず尋ねあるきて、木立異風なるをもとめて立花とす。そのうち観音のれいむをうけて、立花のたくみを蒙りて、世上に名をたかくせり。

専慶が霊夢によって六角堂観音から立花の奥義を授けられたのを、池坊いけばなの発祥と捉えているようである。有名な六角堂での親鸞夢想を始めとして、『袋草紙』巻上(新日本古典文学大系)に見られる「人の夢に見えける」「六角堂観

音の御歌」や、『康富記』（増補史料大成）文安四年（一四四七）六月十八日条に記録される、六角堂観音の夢告に感じて御堂造営に千二百貫を奉加した「地下人商売之徳人」の事例、古浄瑠璃『救世観音利益系取縁』における六角堂観音の複数回に亘る夢告など、六角堂観音と夢に古来深い関係があること周知の通りなのであつて、右の観音伝授説話は、そうした伝統を踏まえながら、その観音によつて池坊のいけばなを権威付けようとした伝承だと言えようか。ただし、同話は、地誌類には見えても、池坊や六角堂から発信された文献には今のところ見出せていない。

右の通り、専慶を始祖と仰ぐ池坊いけばな縁起と言ひ得るものが、少なくとも『百瓶華序』成立年の慶長五年（一六〇〇）には形成されていて、その後、観音伝授説話を伴いつつ相当に広く普及していたようである。『都名所車』や『山城名所社物語』に見られるように、同縁起を六角堂の開創縁起に付随させて一連のものとして記述することが、『洛陽六角堂畧縁起』や『六角堂頂法寺縁起』が妹子と結び付けた池坊縁起と言ひ得るものを顕現させていたのと同じ頃に行われてもいた。それが、十八世紀のどの時点かにおいて、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起へと交替していくこととなつたようである。そうした経緯が、先引『池坊家花道秘書』の妹子と専慶をめぐる不可解な記述を招いたものに違いあるまい。

十八世紀における専慶から妹子への右の変遷は、従来知られている相伝系図をいくつか対比しつつ検討することによつて裏付けられ、より明瞭に辿ることができる。

昭和四十年代に発見された池坊家所蔵『花王以来の花伝書』¹⁴は、室町時代のいけばなを検討するうえでの重要史料として注目されているが、その奥書部分に、「花王以来―相伝池坊―相伝―宰相公―相伝―秀海―……」という系図が見られる。謎の多い系図として種々議論があるようだが、「相伝系図を書くときに最初がわからない。わからないところを『花王』という言葉で花の王、つまり始祖というものをそういう形で表現したのではないか」と言われたりする¹⁵。とすると、まだこの時点では始祖が確定されていないことになる。

その後、先の『百瓶華序』などの記事が出現し、先述通り、専慶が始祖と位置付けられる。より早く享禄三年（一五三〇）相伝の『専応口伝』の奥書も、「専慶 専承 専誓 専応」という相伝の次第を記す¹⁶。池坊の始祖と明示されているわけではないが、専応から遡った三代前の祖に専慶が据えられている。また、寛延二年（一七四九）写『立華聞書良禽抄』（池坊中央研究所蔵）などに掲載される「立花相伝以来池坊代々」は、専慶を筆頭に掲げたうえで、続けて「専能 専香 専勝 専和 専照 専増 専明 専承 専誓 専応 専好 専好 専存 専養 専好^現」と記す。専慶が明確に池坊の始祖と位置付けられている。また、九代に当たる「専承」から十一代の「専応」までの三代（実線部）は、右の『専応口伝』奥書の相伝次第と一致している¹⁷。ただ、それが専慶の直後に専承を挙げるのに対して、この「立花相伝以来池坊代々」は、両者の間に右引通り七代分の人物を置いている。なお、十三代目に二代専好が位置するのは、先引『百瓶華序』の「自専慶至干今之池坊専好法印。累十三葉」と合致する。

さらに時代が降って、当時の家元・専純による元文四年（一七三九）『池坊立花正統系図』¹⁸（末尾に「元文四己未年十一月廿二日 専純〔花押〕」）は、専純に至るまでの系図を「専慶―専慮―専盛―専言―専草―専来―専尊―専曙―専光―専倫―専諱―専諷―専琳―専意―専順―専鎮―専応―専存―専栄―専光―専朝―専存―専養―専好―専純」と掲げる。先の「立花相伝以来池坊代々」と見比べると、随分と人名が異なるなか、末尾部の三代、専存・専養・専光（波線部）と共に、筆頭の専慶は共通している。また、この系図のあとには「頂法寺住侶専慶者、立花道之祖也。而道統聯綿相嗣、於今花道之宗者鳴于世也」とも記されているのであつて、やはり専慶を始祖として、明らかである。ただ、一方で、系図の先頭に「専慶」と記した、その右肩に「敏達天皇后胤／妹子大臣十二代之孫」、下に「天徳三^己未^生。山城州六角堂頂法寺池坊先住専誓之子也。寿七十一歳遷化」と注記している点、従来は注意が向けられていないようだが、見落とすわけにはいくまい。妹子を専慶の十二代前の先祖と位置付けており、そこから計算・案出されたものであろう、先引『碧山日録』

に記録される、十五世紀中葉頃に活躍した専慶を、天徳三年（九五九）生まれとしてもいる¹⁹。また、専慶の一代前の人物すなわち父を「池坊先住」の「専誓」と明記している。先の『専応口伝』奥書の相伝次第や「立花相伝以来池坊代々」において、専慶の二代後や九代後に置かれていた人名である²⁰。

系図として明示されているわけではないが、それに付された注記の中で、池坊の祖とされてきた専慶に、妹子が先祖として結び付けられている点、まず注目される。そして、その注記を含めてこの系図を見るならば、系図筆頭の専慶と、その先祖の妹子と、結局いずれを始祖と仰いでいるのか、少々不審に思えてもくるところだが、恐らくはこういうことであろう。先引通り、専慶について「立花道之祖也」と述べていて、池坊の祖とは言っていないこと、系図自体『池坊立花正統系図』と題していることから、系図筆頭の専慶は、飽くまで池坊の立花の始祖と規定されているものと考えられよう。他方、その専慶の一代前に据える専誓について「山城州六角堂頂法寺池坊先住専誓」と記しているのだから、専慶よりも以前の段階に既に池坊が存在したと認識されていること、すなわち、専慶が池坊の始祖と捉えられていないこと、明らかであり、専慶の父である専誓がその池坊の先住であり、その専誓からさらに遡った祖として妹子がいるというのだから、池坊自体の始祖は妹子であると見られているように思われる。つまり、池坊の立花の始祖は専慶であり、池坊の始祖は妹子である、というように、立花の道統系譜と六角堂・池坊の法嗣とが区別して捉えられているのであろう。その捉え方は、池坊の立花についても池坊自体についても専慶を始祖と捉えているらしい先引『百瓶華序』の記述や、「いにしへ池の坊の先祖せんけい法師、立花をこのみ……」と記していて、専慶を両方の始祖と捉えていることが明らかな先引『都名所車』とは、異なる。『池坊立花正統系図』は、妹子を組み込み専慶と結び付けて、一元的であった始祖の捉え方を二元化、専慶を池坊立花の始祖に限定し、池坊自体の始祖の地位には妹子を据えた、ということなのであろう。

次いで、右の『池坊立花正統系図』を作成した専純が延享三年（一七四六）に江戸参府した際に、林信充大学頭より認

証を受けたものである（末に「従五位下守大学頭林信充撰」）『伝授次序』⁽²⁾が、『関東台覽立花砂之物図』の巻頭部に見られる。それは、「専務」を「元祖」として最初に掲げ、右『池坊立花正統系図』において筆頭に掲げられていた「専慶」は「十二代」とする。そして、「専慶」から最後の「廿六代」の「専純」までは、『池坊立花正統系図』に並ぶ人名がそのまま列挙される一方、「元祖」「専務」と「十二代」「専慶」の間には、「二代」「専能」以下、『池坊立花正統系図』にて専慶の父として注記されていた「十一代」の「専誓」まで、「^{二代}専能 ^{三代}専秀 ^{四代}専和 ^{五代}専勝 ^{六代}専照 ^{七代}専増 ^{八代}専明 ^{九代}専承 ^{十代}専栄 ^{十一代}専誓」と十の人名が並べられている。また、この『伝授次序』の直前、『関東台覽立花砂之物図』の巻頭には、

夫池坊积家之来由尚矣。／我国推古帝之朝有小野大臣／妹子者。蓋厥元祖也。妹子心　／勅撰入隋持使節。実煬帝大業／中也。帰　朝之後深信仏法入／釈。以家号称池坊改名専務。好／立花最巧。自是世世相伝至今／三十六世不失其業。於是専純／東来。今茲之夏立瓶花于　／金殿入／……

という、やはり林信充大学頭による記述が見える。

右傍線部の通り妹子の法号が「専務」とされており、『伝授次序』において「元祖」とされた「専務」は、妹子のことに違いない。すなわち、「専務」妹子が、「十二代」「専慶」から見て十二代遡った「元祖」ということになるが、それは、先の『池坊立花正統系図』にて専慶について「妹子大臣十二代孫」と注記されていたのと対応するもので、その注記の内容が系図上に明示されるに至っているのである。そして、右の林信充の記述は、「池坊积家」について妹子を「蓋厥元祖也」と述べて、妹子が「家号」を「池坊」と称したと伝え（傍線部以前）、その好んだ「立花」を「世世相伝」して今に至っていると言う（傍線部以後）のだから、池坊も、その立花も共に、系図筆頭の「専務」妹子に始まると見られているのである。十二代へと後退した専慶に妹子が取って代わるようにして、ここに、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起が、完全に成立を見ていると言えよう。

以上、先行の研究成果に導かれつつ、妹子が十八世紀には、池坊だけでなくそのいけばなの始祖と捉えられていたことを確認したうえで、池坊のいけばなの由来を説く池坊いけばな縁起と言うべきものが、専慶を始祖と戴くものから出発し、始祖を二元的に捉える過度的段階を経て、妹子を始祖とするものへと、その十八世紀の前半に変遷を見ていること、相伝系図をもとに、従来には充分に言及されていない点などを補いながら小稿なりにより精密に辿ったつもりである。

なお、右に取り上げたうち『池坊立花正統系図』は、系図中の「専慶」に注して、

専慶自幼愛翫水草樹之花。常入於山林而自樂之。多年悠然自得。万木衆草之影勢。於是聚花葉枯木竹樹而写深山幽谷。之形象玄妙出自自然。即以定立花之法則。時之人以專慶称宗匠。其花形為規矩學習之。即為当家花道之祖也。／＼伝云。専慶寺中掘池植水草。世人呼池坊。猶於今成表德号。／

とも記す。系図後に続く先引記事が専慶を「立花道之祖」とするのに対応して、専慶が「当家花道之祖」（実線部）となった経緯・事情を、先引『都名所車』所載観音伝授説話と部分的に共通する内容をも含みつつ（破線部）、伝えている。

そして、特に注目されるのは、そのことを伝えたあとに「伝云」としてさらに続けられる波線部の記述である。専慶が寺中に池を掘って水草（右引冒頭部に「自幼愛翫水草樹之花」を植えた、それが「池坊」の由来だという。『洛陽六角堂畧縁起』さらには恐らく『六角堂頂法寺縁起』が、先に注目した通り、聖徳太子の沐浴した池に因んで「池坊」と名付けそこに妹子を住ませたと伝えているのは、全く異なる「池坊」の名称由来である。もともとは専慶が関わった形の右の如き所説が行われていたのが、池坊縁起あるいは池坊いけばな縁起が専慶始祖説から妹子始祖説へと交替するに従って、太子・妹子関係の名称由来へと変遷していったことだろうか。すなわち、『洛陽六角堂畧縁起』あるいは『六角堂頂法寺縁起』の頃に、妹子始祖説を打ち出すに当り、従前の専慶ゆかりの名称由来を乗り越えようとして、それまでの六角堂開創縁起の中の太子沐浴の場面に目を付け、先にも述べたように、そこにあって「池水」という表現を持ち込んで、

「池坊」の新たな名称由来を生み出すに至った、ということだろうか。そうだとすれば、池坊の始祖の交替が、ある意味では池坊の根源とも言うべき池について、専慶の掘った池から太子の沐浴した池への大きな転換を招いたことになる。

五 妹子進出の事情と背景―連動する縁起

前節における相伝系図の検討の中で、池坊いけばな縁起の変遷の過程に、池坊の始祖とそのいけばなの始祖とを区別して、前者を妹子、後者を専慶とする、過渡的段階の存在したらしいことが、元文四年（一七三九）作成の『池坊立花正統系図』によって窺えた点、特に注意したい。やはり前節にて触れたように、『洛陽六角堂畧縁起』さらには恐らく『六角堂頂法寺縁起』がいけばなには全く触れておらず、いけばなと切り離して池坊の創始のみと妹子を結び付けているように見えるのが、ちようどその過渡的段階と対応するかと思われるからである。『池坊立花正統系図』以前に妹子始祖説を記すものは他に知られず、同説記載の最も早い事例とすべき、享保十三年（一七二八）には成立していた『洛陽六角堂畧縁起』やその前身の『六角堂頂法寺縁起』は、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起から見れば前段階あるいは初期段階と言うべき、右の如き過渡的な段階にあった当時の状況を、そのまま反映しているものと理解することができるだろうか。

もつとも、実際に過渡的段階というのが存在したとしても、どの程度の期間あったのか全く不明であつて、『池坊立花正統系図』において偶々、一瞬間を覗かせたというだけかもしれない。また、『洛陽六角堂畧縁起』あるいは『六角堂頂法寺縁起』が、いけばなに触れずに池坊の創始を説いているからと言って、『池坊立花正統系図』に窺えたのと同じように池坊とそのいけばなとを別々に捉えていたとは、断言できない。「池坊」とだけ言えば、そのいけばなのこともそこに含まれていると見ることも、充分可能であろう。したがって、右に示した理解は、飽くまで一つの可能性を想定したものだと思つておかねばなるまい。

その点を前提としつつ、右の理解の通り、当時における池坊いけばな縁起の過渡的段階を反映して、『洛陽六角堂畧縁起』あるいは『六角堂頂法寺縁起』が、池坊の創始のみと妹子を結び付けているのだと仮定すると、そののち池坊いけばな縁起は前節に見た如く、池坊もそのいけばなも妹子を始祖と仰ぐものへと変遷を遂げるのだから、それと連動して『洛陽六角堂畧縁起』も、版行を繰り返すなかで、池坊に限らずそのいけばなの創始をも妹子と結び付けた記述を盛り込むことになってもおかしくないように思われる。しかし、そうした現象は見られない。ただ、第一節に述べた通り、『洛陽六角堂畧縁起』五伝本①～⑤の間に見られる最も大きな本文上の相違点が、妹子に関することであつた点には、注意される。

その相違点とは具体的には、天明二年（一七八二）時点の③が「其宿願を遂んために、臣妹子等と材をとるの地をはかり」（1ウL6く7）とし、その前の享保十三年（一七二八）の①も同様に記すのに対して、それらよりも後の段階の②④が「其宿願を遂んために、臣妹子下知して材をとるの地をはかり」として、⑤も同様であつたことである。少なくとも天明二年よりも後に、そういう本文の改変が行われたのである。そして、この問題の箇所は、太子が四天王寺造立の宿願を遂げるため、その用材を採取すべき地を選定しようとする場面であるのだが、前者のように「臣妹子等と」であれば、妹子は、太子の採取地選定に付き従つた臣下のうちの一人、あるいは代表的な一人というに止まらうが、後者の如く「臣妹子下知して」であれば、妹子が主導して採取地の選定に当たつたということにならう。僅かな改変ではあるが、それによつて、妹子の果たす役割が随分と増大しているのである。選定された採取地に六角堂が創建されることになるのであつて、後者の場合、妹子こそが六角堂創建の地を定めた人物であるという理解にも繋がり得るであらう。

『洛陽六角堂畧縁起』が版行を続けていた天明二年以降に、同縁起の中で妹子は、過渡的段階の反映に止まらずいけばなの創始とも結び付けられるというところには至っていないけれども、それでも確かに一層の進出を遂げたとは言えよう。それは、前節に見たように、過渡的段階を経た延享三年（一七四六）『伝授次序』以降の池坊いけばな縁起の方で、池

坊のみならずそのいけばなについても妹子が始祖と仰がれることになり、その地位が一層上昇したことに伴って、もたらされた進出だと認め得るのではなからうか。あるいは、過渡的段階というものを全く想定しないとしても、十八世紀における池坊いけばな縁起にて専慶と交代するようにして妹子が始祖の位置へと進出したことは確かなのであつて、やはりそのことと対応する進出だと解することができよう。いずれにせよ、ここに、六角堂頂法寺の由来を説く縁起と、その寺内にある池坊のいけばなの由来を説く縁起とが、妹子の位置付けをめぐって呼応し連動する状況を、僅かながら垣間見ることができるとに思われる。

なお、後世の清水谷善照『観音の札所と伝説』（有光社、昭15）は、六角堂の開創縁起を記述するなかで、「この六角御建立の時、妹子大臣の願により、禿杉といふ名木を以て別に尊像を彫み、この体中に、出現の霊像を納めた」と、従前のものには見難い、妹子が関わった伝承を盛り込んである。どの程度普及したものかわからないが、『洛陽六角堂畧縁起』のD段などが伝える、弘法大師が木像を刻んでその中に本尊を納めたという「さや仏」の伝承の、一異伝とも言うべきものだろう。池坊いけばな縁起の方における妹子の進出が浸透し定着していった（次節参照）結果、それとやはり連動して、弘法大師と入れ換わるように六角堂開創縁起の中に新たな進出を妹子が遂げたのだ、ということになるだろうか。

以上の通りならば、池坊いけばな縁起での進出が六角堂縁起における進出に繋がった面があることになるが、では、そもそも池坊いけばなの始祖として、なぜ妹子が進出することになったのか、その事情や背景を次に眺めておこう。

池坊やいけばなの創始に関わったと伝えられる人物は、専慶や妹子だけではない。例えば、『立華錦木』先引部後半の「一説」が立花の祖と説く足利義政など。ここでは特に聖徳太子に注目したい。龍谷大学図書館所蔵『池坊花道濫觴記』（793・17W、江戸末頃写一冊）の冒頭に、

抑洛陽六角堂大悲観世音菩薩は、聖徳王の前身、大唐衡山般若台七生隨身したまふ御守り本尊也。皇太子即此観世音

応化の垂迹也。夫我朝立花の製作其教示、皇太子ニ権輿せり。六角堂池坊花道の宗主たるハ、此いわれ也。

とあるように、あるいは、『西国三十三所観音霊場記函会』卷三（明治二十年刊本）が「六角堂の寺内坊舎五軒あり。其内池之坊といふあり。当時ハ立花の宗匠なれとも、是も花瓶にたてる事が始にて、聖徳太子より始りし也」とするよう、池坊のいけばなと太子とを直接的に結び付けたらしい記述も見られる。しかし、そうした事例は多くない。池坊についてあれ、そのいけばなについてであれ、妹子が始祖と説かれるに際し、その指導的役割を担う存在として太子が関わってくる、という場合が最も多い。

先引『立華錦木』は「立花ハ聖徳皇太子はじめて小野の某につたふ」と明記するし、やはり先に掲げた『池坊家花道秘書』も、聖徳太子が小野妹子を「堂主に命じ永く香花を供せしめ給ふ」と述べているようである。さらに、そもそも『洛陽六角堂畧縁起』が「小野妹子を以て寺主とす」と記すのも、太子がそう定めたということなのだろう。妹子始祖説が唱えられる場合には、通常、太子が一段上の立場にあつて指導的役割を負うことになる。ずっと後世、小稿冒頭に触れた池坊発行の月刊誌『華道』の前身『たちばな』（昭和十四年十一月）が毎号のように「華道哲学の主旨」を巻頭付近に載せる中にも、「華道ハ聖徳太子其ノ真理ヲ覚ラセラレ給ヒ、妹子大臣ニ伝授サル、サレバ池坊ハ斯界ノ祖ニシテ又流派ヲ唱フル事ナシ」などと見える。

芸道等の始原がしばしば太子に求められること、知られている。例えば、『立華錦木』が先引部に続く箇所の中で「世人以謂 諸道の起ハ皆太子より始」と述べているところでもある。いけばなもまた例外ではない。「元禄以前の池坊立花の秘法を伝えるものとして貴重な一本」とされる（続花道古書集成2「解題」）延宝五年（一六七七）『立花聞書集』（続花道古書集成2）の冒頭に

凡花を立る始は、昔釈尊靈鷲山にて妙法華経をとき給ふ時、虚空より花降来る、文殊菩薩彼花をとりて瓦を二ツ并へ

て其中にたて給ふとなり。我朝にてハ、上宮太子此日の本に仏の法を弘め給ふ。太子人につげて曰、仏の尊^キ慈忍をほうせんとならば、香花灯明を供して仏の御名を唱たてまつれとおしへ給ふ。しかつし時より真の花の形ち出来て代々の爾今用之とかや。

とあるほか、享保十六年（一七三一）相伝の立花絵巻『極秘絵図』（続花道古事集成1）に「抑花を翫人古来より数多有之といへとも、和国にては、聖徳太子瓶上にはなを写し給ひしより、上一人より下万民に至まで、都鄙の翫となれる」、宝暦七年（一七五七）『攢花雜録』序（花道古書集成2）に「日本にて真の立花と名つけし起りは、上宮皇太子にはしまるとかや」、寛政九年（一七九七）『池ノ坊流生花百ヶ条』（『生花資料集成』研究注解篇下巻、茶華企画、平13）に「右、花道の濫觴が聖徳太子より相伝ふ」、等々。近松の『聖徳太子絵伝記』に「立花的表現が自由自在に駆使されている」のも、「立花は太子に起源するという説に影響されたものと推察される」と説かれてもいる。太子は、六角堂の開祖であるうえにいけばなの元祖でもあり、また、妹子が仕える人物なのであって、専慶に代わって妹子が池坊やそのいけばなの始祖と定まれば、太子が指導的役割を演じることになるのは、至極当然の成り行きであろう。

逆に、右の如き太子の存在こそが、そもそも池坊・いけばなの始祖としての妹子の進出を導き出したのだと言えようか。「池坊」が開創縁起中の「池」と関連付けられていたのと同じように、太子が創建したという六角堂開創の経緯との連関を保ちつつ池坊やそのいけばなの創始を説明しようとするれば、その太子がまたいけばなの元祖でもあるのであって、そこから、他ならぬ太子が六角堂開創と同時に、その従臣として知られた妹子を池坊の初代に任じ供花に当たさせた、という筋書きが案出されるのは、かなり容易なことであつたと想像されるからである。

妹子の遣隋使としての経歴も、その筋書きにとってちやうど都合よかつたに違いない。例えば、『月庵醉醒記』上25（三弥井書店刊翻刻）に「池坊専慶法印仮名伝曰、花を立^ル事ハ、仏在世ヨリ以来、戒・定・恵ノ三覺ヲシメシ玉フ、其第一

也、先引『立花聞書集』冒頭に「凡花を立て始は、昔釈尊靈鷲山にて妙法華経をとき給ふ時、……」、『当世垣のぞき』（花道古書集成3）に「夫生花は、東山殿の御風流より、茶に花に唐の翫ひを此国に伝へて」と述べるように、いけばなの源流が天竺・大陸にあると考えられていたからである。先引『関東台覧立花砂之物図』が「妹子応 勅撰入隋持使節。実煬帝大業中也。帰 朝之後深信佛法入釈。以家号称池坊改名専務。好立花最巧」と記すのにも、隋に渡ったことと立花に巧みであったこととを関連付けている面があるように思えるし、後世の日本花道学院編『新池坊生花教本』上巻（桐華社、昭11）第一章「池坊華道の歴史」も「妹子大臣は遣隋使となつて、支那の仏教や政治外交にまで努力され、供華の研究をされて帰朝されました。この妹子大臣こそは六角堂池坊の元祖であります」と述べる。

また、妹子の進出は、中世太子伝の中で準備されていた面もあったかもしれない。古代および中世の六角堂縁起には池坊も妹子も登場しないと先に述べたが、ただ、妹子の方は、中世太子伝が載せる六角堂の縁起伝承の片隅に少しだけ顔を出している。例えば万徳寺本『聖徳太子伝』第二冊42才（中世聖徳太子伝集成5、『同朋学園仏教文化研究所紀要』2所収翻刻参照）には、次の通り。

去程阿多迦^{ニテ} 御誓願四天王有^{ニテ}祈請、如^ニ御本意^ノ思食、今天王寺可^レ被^レ立定。但於^ニ何山^ニ可^レ令^レ取^ニ材木^一有^ニ御清談^一。倩^{ツラ}以^レ漢土^ニ有時道^占正^シ、妹子大臣召具^{シテ}高橋河東^辻御祈請^問之御。時木嶋^{森方}鳥木^含北南^{飛来}、近辺^{樹ノ}枝居^ニ。太子言^{ハク}、サテハ是^{ヨリ}此深山^入杣取^{可也}。帰給^ヌ。

天王寺建立のための用材を採取すべき山を、太子が道占で決めようとした際に、妹子を召し連れたのだと伝える。その道占で選定された山に用材を求めて入り、六角堂が創建されることになる。このように、中世太子伝の中で六角堂開創に間接的ながら関わったと伝承される妹子の延長線上に、池坊やそのいけばなの始祖としての妹子が浮上してきた、という側面も認められるだろうか。『洛陽六角堂畧縁起』も、問題の箇所「池に因んで池坊と名づけ小野妹子を以て寺主とす」以外

にももう一箇所、諸本間で最も大きな相違の見られた記事に「其宿願を遂んために臣妹子等と材をとるの地をはかり」(③)「其宿願を遂んために、臣妹子下知して材をとるの地をはかり」(②||④)と妹子を登場させ、右引万徳寺本『聖徳太子伝』と同様の役割を担わせている。あるいは、先にも触れた頂法寺所蔵『聖徳太子絵伝』が描く六角堂創建の場面、堂前の太子の後方に控える人物が五名描かれているが、その中には妹子が含まれているか、または、そうでなくともそのように理解されることは大いにあったろう(「妹子大臣」を始めとする六臣を共に描く室町期の頂法寺所蔵『聖徳太子画像』)と対比されれば、一層容易にそういう理解がなされよう)から、そんなところにも池坊やそのいけばなの始祖として妹子が浮上することになる機縁の一端は求められるかもしれない。

あるいは、池坊を取り巻く状況が、妹子を導き出した面もあったろう。池坊は、前々節に触れたような隆盛を何の問題もなく常に続けていたわけではない。例えば『日次記事』臨時(新修京都叢書4)が「今時立花有三流。六角堂中池坊、本能寺中大受院、河原町周玉是也。三流之徒弟五分争」と記すように、「大住院と池坊一門の暗闘が、寛文五年(一六六五)以後続けられ」るなか、「池坊は一門意識を一層鮮明に打ち出す」ことになり、延宝年間(一六七三〜八一)には一門の統制をはかるべく、全国の門弟の氏名や住所、入門取次者などを、入門年月日順に記帳する『永代門弟帳』の作成が開始される。さらに、十八世紀になると「抛げ入れ、生花の盛行と共に、諸流の創流が相次いでみられるように」なつて、「もつとも永い伝統をもつ池坊といえども、安閑としてはおれない」、「花の戦国時代」とも言うべき状況になっていた。前節に取り上げた『池坊立花正統系図』も、系図のあとに続く記事の中で、「至近世異説妄行、好事者僭名宗匠」と嘆いたうえで、「花道所伝来之家系」を記して「正統不可相乱之証」を示さんとする意図を明かしているのであつて、如上の状況に応じた対策の一つだった。そんななか一方で、本来は専慶を始祖と仰いでいたのを、妹子に変更したのである。それは、「他の流派に対して池坊の古さを誇示し、権威づけるための作為にほかならない」。六角堂開創時点という最大限の「古

さ」獲得への要請が、妹子の起用を促した面があるのだろう。古代以来の六角堂縁起が太子開創を伝えるのも、そもそも六角堂自体が平安時代を遡らないこと、発掘調査などによって推定されているのだから、同類の作為に他なるまい。太子・妹子をめぐる類似の作為が、古代と近世と二度行われたことになる。また、前節末に述べた通りだとすれば、「池坊」の由来たる「池」も、専慶時代のものから太子時代のものへと古めかされたことになる。

以上のように、いけばなの元祖で六角堂の開祖である太子との関係のほか、妹子自身の経歴や池坊を取り巻く状況など、妹子進出の事情・背景は様々考えられる。そうしたものを背負って妹子は、池坊に登場し進出してきたものと推測される。そして、そんな妹子の登場・進出がやがて、先に見たような、妹子をめぐる六角堂縁起と池坊いけばな縁起との縁起間の連動という現象をも招くことになるのである。

なお、先の『立華錦木』はまた、「立花ハ聖徳皇太子はじめて小野の某につたふ。小野家落髪してすなハち池坊と称す」(先引)という説について、「世人以謂諸道の起ハ皆太子より始と」(先引)としたうえで「殊に池坊ハ小野家なるか故に、彼此相応するを以て、想に爾いふもの歟」と述べてもいる。妹子が始祖とされることになる要因の一つに、池坊の小野姓との一致を挙げているのである。ただ、これについては、「池坊の家元は、嫡長子のみがその姓『池坊』をうけつぐ。そして次子以下は分家に当って『小野』の姓を名乗る。……小野という池坊の本姓は、いうまでもなく聖徳太子によって花の道がはじめられたという伝承にもとづいて、太子のもとで最初の遣隋使節となった小野妹子が、その花の家の遠祖と仰がれた結果であった」と論じられる通りだとすれば、因果関係が逆転していることになる。

六 専慶から妹子へⅡ―池坊いけばな縁起の浸透と確定

右の通り、種々の事情や背景を背負った必然的とも言うべき妹子の進出であったが、しかし、先の『伝授次序』が妹

子を池坊及びそのいけばなの始祖と定めて以降、池坊いけばな縁起と言うべき内容の記述がすべて、妹子をそれらの始祖と位置付けるようになった、というわけでは決してない。

『池坊家花道秘書』の場合、先述通り、専慶と妹子との間で揺れているようだし、寛政十一年（一七九九）『都林泉名勝図会』巻一（新修京都叢書9）は「六角堂池之坊の瓶花ハ専慶坊より発り、専好法師中興す」と、専慶を始祖としている。また、安永九年（一七八〇）『都名所図会』巻一（新修京都叢書6）は、「六角堂頂法寺」条の中に、

当坊住職の中専慶法師立花を愛し、木立興あるを食をわすれどもとめ、深山幽谷のさかしきをもいとほす尋あるき、其心切なるを当寺の本尊感じ玉ひ、立花の秘密を靈夢に授玉ふ。是より代々其伝をつぎ、中興又専好といひしより其風を改め家本とす。

と記述する。先引『遠碧軒記』『都名所車』あるいは『山城名所寺社物語』が載せるのと同じ、本尊観音による専慶への霊夢での立花秘密伝授の伝承を、『都名所車』『山城名所寺社物語』と同様、六角堂の開創縁起に付随させる形で、掲載しているのである。それは、「池坊立花の濫觴は当坊住職専慶法師、立花をとし、木立の奥あるを探求めん為には、……」と書き出す、文久三年（一八六三）『花洛羽津根』巻六（新撰京都叢書2）の記事でも、同様である。

一方、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起あるいはそれに類するものは、右に挙げたのと同類の近世地誌類あるいは十三所霊場記類においては、『伝授次序』以降も見当たらない。そもそも六角堂の開創縁起は載せていても池坊に全く言及しないものも多い。近世の地誌類や十三所霊場記類では、すなわち、池坊またはいけばなの世界の外側では、と云い換えてもいだろうか、池坊やそのいけばなの創始が説かれる場合には、『伝授次序』以後もなお、専慶始祖説の方が優勢さらには支配的であるようなのである。外側の世界に浸透するには、一定の時間を要するということなのである。

右のような状況下、時代が移り明治以後になると、右の『都名所図会』などが載せる伝承と近似していて、なおかつ根

本的に異なる面を持った伝承を掲載するものが、三十三所霊場記類の中にいくらか見られて、注目される。明治二十六年（一八九三）の『西国三十三所 観音霊場記』（秋田向栄著、中村浅吉発行）の「六角堂」条に

当寺の本尊ハ聖徳太子の御持念仏にして、霊木の大杉一本をもつて六角堂建玉ひ、池の坊を堂守として附属し玉ふ。昔し本尊児と現じ、池の坊に立花・活花の法を教へ玉ふ。これ日本立花・活花の始めなり。

とあり、このうち傍線部の記述内容と対応して、童子が僧侶にいけばなを教えている場面の絵が掲載されている（小稿末付図22）。大正三年（一九一四）の『西国観音利生記』（中村風祥堂）にも、ほぼ同文と同様の絵が掲載される。また、大正二年（一九一三）『西国三十三所巡礼霊場記』（深浦嘉太郎著作発行）にも、

当寺の本尊は上宮太子七世の御守り仏、霊木の大杉一本を以て六角の堂を建玉ふ。一人の臣を堂守として附属し玉ふ。即ち池の坊是なり。本尊児と現じ玉ひ花活花の法を教へ玉ふ。是日本立華・活花の始り、観音大悲の御伝授にて、元祖池の坊より千場未生華堂遠州杯ど流義まちくくに別れ、其太源は六角堂池の坊と今の世に名もたかし。これ大悲の霊験尊き事共なり。

と記され、やはり同様の絵が描かれている（小稿末付図23）。

これらは、高村光雲が絶賛する『光雲懐古談』「名匠逸話——人形師 松本喜三郎の話——」など大変な評判となった、松本喜三郎による生人形の興行「西国三十三所観音霊験記」の影響下にあつて、基本的にそれに基づいたものであると思われる。その興行は、明治四年（一八七一）から四年間浅草奥山で初演されたあと、明治十二年（一八七九）には大阪千日前にて行われ、以降、大正時代まで各地で繰り返された。同興行の一枚刷絵入番付・引札（明治四年のものには右端に「当ル未正月元日より浅草奥山二おゐて興行仕候／西国三十三所観世音」 「大道具大仕掛に取仕組奉入御覧候」、明治十二年のものには右端に「当ル明治十二年一月吉日より南千日前に於て興行仕候／西国順礼三十三所観音霊験記」左端に

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

「一世 百物天真創業工肥後熊本産松本喜三郎」の「十八番／山城国／六角堂」の項に、右の『西国三十三所 観音霊場記』などに載るのと同様の絵が描かれている（小稿末付図24）。また、興行の際の案内小冊子にも同様の絵と記事が見られるようである。なお、当時の「池之坊」の人形の頭部と両手部分が、平成十二年に大阪府内で発見されている⁽²⁾。

さて、右記事のうち傍線部が、本尊の観音が児となって立花や活花を教えたと記し、また、その場面を絵に描くのは、先の『都名所図会』や『遠碧軒記』などにおいて、観音が霊夢によって専慶に立花の秘密を授けたと伝えるのと、児に現じるとの霊夢によるのと伝授方法の違いなどあるものの、基本的に同様のものと捉えられよう。ところが、それらと異なつて右記事に「専慶」の名がどこにも見えない点、大きな問題点であつて、見過ごしにできない。

傍線部の直前において、「聖徳太子」「上宮太子」が「池の坊を堂守として附属し玉ふ」とか「一人の臣を堂守として附属し玉ふ」とか述べていて、後者の場合さらに「即ち池の坊是なり」と続けるのは、『洛陽六角堂畧縁起』の「池に因んで池坊と名づけ小野妹子を以て寺主とす」とも内容上対応するものであつて、太子が六角堂の堂守としたという「一人の臣」「池の坊」あるいは生人形の「池之坊」とは、それとは明示されないけれども池坊初代の妹子のこととしか考えられないだろう。とすれば、続く傍線部において本尊が立花や活花の法を教えたと言っているのは、そしてそれを「日本立花（華）・活花の始め（始り）」と位置付けているのは、その妹子に対してであるということになる。つまり、『都名所図会』などに見える専慶の話と同様の話が、『西国三十三所 観音霊場記』などでは、妹子の話として伝えられているのである。十八世紀に池坊において成し遂げられた、専慶から妹子への池坊いけばなの始祖の変更が、百年ほどを経てようやく、観音伝説話のうえにも反映して、その登場人物が専慶から妹子へと交代するに至つたのだと言えるだろう。そのことは、例えば明治二十六（一八九三）の浅井廣信著『京都名所図会』下が「草創八用明天皇二年開基聖徳太子伽藍を建立し大臣小野妹子入道専務を別当とす」と記述するのなどと共に、妹子始祖説が六角堂の外側の一般にも浸透していった、そのことを示す一つ

の現象でもあろう。⁽³⁸⁾

右にその状況の一端を見た池坊の外側ではともかく、その内部においては、『伝授次序』以降ずっと、先の『池坊家花道秘書』に見られたような混乱もあつたろうが、基本的には、妹子始祖説で一貫して、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起が行われていたことであろう。例えば、安政四年（一八五七）に専朝（専好）の二百回忌追善花会が六角堂境内で興行されたが、その時の「供華位次」に「家元三十二世／笑雲院殿法印専朝師」と、専朝（専好）を三十二世と記すのは、『伝授次序』の系図と合致しており、妹子を始祖として教えたものに他ならない。そして近代になると、妹子始祖説を内外に印象付けるような事業があれこれ、池坊によって推進される。専正・専啓の時代のものを三件挙げておこう。

まず第一には、教科書の刊行。明治になって、いけばなが女性の嗜みとして位置付けられ、女子教育に取り入れられるようになるが、専正の時代、「明治36年（1903）12月、高等女学校で生花教授を行うよう文部省から全国地方長官宛の訓辞（『口演』）に応じて、教科書として池坊から刊行された」のが『華の志雄理』であり、それが後に『^{家元}華かゝみ生華菜の巻』と改題され、「永く池坊生花の手本となつた」⁽³⁹⁾。同書の冒頭に、

抑華道ハ古昔聖徳太子教育の一端として我池坊祖大臣小野妹子に伝へ給ひし所にして爾後四十二代千式百有余の年所を經たりき。……

という、「華道家元内 武藤松庵」による文章が掲げられている。『^{家元}華かゝみ立華菜の巻』にも同様の文章が載る。こうした教科書が、一般女性に対する妹子始祖説浸透に一定の役割を果たしたことであろう。池坊から発信されたというわけではない後の女性向けいけばな手引書でも、例えば、嫁入文庫第九編『生花の巻』（斎藤鹿山著、実業之日本社、大6）に「日本の花道は池の坊に始まり、池の坊は小野妹子を以て祖としてある。……」、主婦之友実用百科叢書第二十六篇『池坊生花の生け方』（主婦之友社編輯局編、主婦之友社、昭2）に「花を挿して神様に供へるとか、または楽しんでいふこと

は、神代かみよからあつたやうでありましたが、それが稍やゝひと一つの形式けいしきを備そなへて来たといふのは、現在げんざい池坊いけのぼうの先祖せんぞである小野妹子をのゝいもこからであります。……」と記されることになる。

次は、小稿冒頭に触れた太子町の伝妹子墓の買収と修築⁹⁶。参道脇の記念碑に「芳権最在慈悲手／濟度十方世界花／大正十一年三月 為道祖墳墓修築竣成紀念／小野妹子後裔華道家元四十三世池坊專啓」（表）「大正十年七月起工／大正十年十二月竣成／道祖墳墓修築發起篤志者／全国并海外門弟中」（裏）と刻まれている。池坊は伝妹子墓を買収し大正十年に修築、翌年には、妹子を「道祖」、当時の家元專啓を「小野妹子後裔」と刻む、この記念碑が建てられた。ここに、妹子始祖説は、具体的で確かな一つの拠り所を獲得したと言えよう。そして先述通り、そのうち毎年六月三十日にこの伝妹子墓にて道祖祭が行われるようになる。すなわち、道祖・妹子という存在が定期的に想起され確認されることとなったのである。

今一つは、大正十三年における池坊編集部編『華道家元池坊由来記』（華道家元華務課）の刊行。それは、「総説」「池坊之由来」に始まって、以下「華道過渡期」「華道嫩葉期」「華道開花期」「華道結実期」という各章を連ねて、明治・大正時代に至るまでの華道家元としての池坊の歴史を、約三百頁に亘って叙述する。末尾付近には、右の伝妹子墓修築の件も記されている。自ら凡例に「世に華道の技術に関する書は肝牛充棟も畜ならず、しかも千三百年来の歴史に重きを置いたのは本書が初めである」と述べるように、まさに池坊いけばな縁起と言うべきものが、一つのまとまった形で初めて刊行された事例であって、先に見たような形成・変遷・浸透を経てきた同縁起の確定版とも位置付け得る書である。

そんな同書が、冒頭にまず、「池坊始祖小野妹子大臣像」（小稿冒頭に触れた、六月三十日に池坊道場に掲げられる掛軸）と太子町の「池坊始祖小野専務師墳塋」の写真を掲げる。また、末尾には「小野家池坊系図写」を掲載し、その中では「小野妹子」が「華道祖」と注記される一方、妹子以前に始祖とされてきた「専慶」については、その十二代後の人物として名が挙げられ「華道中興ノ祖」と注記されている。混乱を招いたこともあった両者の位置付けが明確に区別されてい

るのである。

さらに、例えば第一章「総説」のうち第二節「華道之濫觴」においては、

華道は今より一千三百余年前、推古天皇の十六年九月、小野妹子入道専務に依りて創始せられたる物である、当時聖徳太子が山城の某地に祠を建てさせられ大臣妹子をして之を守らしめられた、即ち現在の六角堂である。茲に於て妹子髪を剃つて入道し、専務と号して居を池の坊と称し、太子より仏前に華を供する法を受けたが是れ我国に於ける華道の起源にして池坊の始祖である。

と記している。六角堂縁起の中に妹子と結び付けた池坊縁起と言い得るものを盛り込んでいた『洛陽六角堂畧縁起』などとは逆に、六角堂の開創縁起の内容を中に含みつつ、全体としてまさに妹子を始祖とする池坊いけばな縁起が掲げられている。

他方、専慶の方については、実際は十五世紀中葉頃の人物であつたのを、平安時代の人物として記述する。その中で、専慶の時代にあつたこととして、紀貫之をめぐる「面白い伝説」^{おもしろでんせつ}が紹介されてもいる。華道の奥義を明かした書巻を授与してくれるよう、六角堂の観音に祈願した貫之が、観音のお告げに従つて熱田明神に願をかけたところ、「宇治の三宝堂」^{うぢのさんぼうだう}（宇治の宝蔵？）に所蔵されていた三国伝来の華道秘書を手に入れることができた、というもの。専慶そして妹子の観音伝授説話とも通じ合う面のある話だが、本来は六角堂観音とは無関係の話だつたらしい。「文明の時代を去る遠からざる時にかゝれた池坊の花道伝書である」³⁷『華厳秘伝之大事』では、六角堂観音さらには熱田明神は登場せず、玉津島に参籠した際の夢想に従い春日大明神にて祈請して花書を手に入れたとする話になっている。さらに、「室町末期から江戸初期の成立とみられる」鹿王院蔵『文阿弥花伝書』三卷³⁸や、「主として阿弥系の花伝書（鹿王院本、西教寺本、石田六鳳氏本）の花伝を抜書したとも考えられる」³⁹「室町期の花伝」『花伝書』にも見られるが、それらではまた少し違っていて、宇治に籠

もつて得た夢想により玉津嶋明神に祈願して授けられたとする。貫之と言えは蟻通明神をめぐる歌徳説話が特に知られるが、花道界の中で醸成されてきた後発の貫之説話として注意される。『後撰和歌集』82（新日本古典文学大系）に「桜の花の瓶にさせりけるが散りけるを見て、中務につかはしける」として載る貫之歌「ひさしかれあだに散るなと桜花瓶に挿せれどうつろひにけり」（『拾遺集』『貫之集』にも）あたりを一つの契機としてもともと発想された話が、池坊において後世、六角堂の観音と結び付けられたのであろうか。いずれにせよ、『華道家元池坊由来記』は、『池坊立花正統系図』が先述通り専慶を天徳三年（九五九）生まれとしていたのを受けて、妹子始祖説に合わせ、妹子から十二代目というのに相応しい存在として、専慶とその時代を叙述しているのである。

池坊いけばな縁起の言わば確定版であり、「池坊の精神的、組織的なよりどころ」と言うべき『華道家元池坊由来記』においては、専慶始祖説に代わる妹子始祖説、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起が、右の通り様々な方向から明確かつ強力に提示されているのである。

以上、明治大正期において、妹子始祖説、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起が、池坊の内外で浸透、確定していった、その様相の一端を窺った。そうした浸透、確定がやがて、昭和十二年（一九三七）の『日本人名大事典』（平凡社）「小野妹子」条における「…妹子剃髪して専務と号し室を池の坊といふ。太子花を仏に供するの法を妹子に伝ふ。之を池坊立花大卷の伝といふ。妹子即ち池坊立花の祖なりとある」といった記述にも繋がっていくことになるのだろう。

なお、右の『華道家元池坊由来記』と同様に、池坊の起源から現代に至るまでの歴史、すなわち池坊いけばな縁起をまとまつて叙述した、最近刊行のものに、池坊まんがシリーズの第一冊、岩田和久氏『花守人』（日本華道社、平7）がある。聖徳太子による六角堂開創や妹子の初代池坊就任も描かれている（小稿末付図25に一部掲載）。約百五十頁、末尾には「いけばな池坊略譜」を付載する。現家元の池坊専永師が監修し、序章と終章には同師が登場してもいるのであって、池坊から発

信された現代の縁起と言っているいいものだろう。中世ならば絵師に依頼して絵巻化されたりするところが、今風に漫画になっているのである。縁起の絵画化の現代版の一つと言うべく、同書は、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起の現代における普及に、一役買っているようである。

七 略縁起からパンフレットへ並立する縁起

略縁起は、寺社などで現在、配布・頒布されているパンフレットに相当するものだとも言われる。ならば、両者をあれこれ比較対照してみるのも、意味のないことではなからう。

六角堂では現在、休憩所にて三つ折り一枚もののパンフレット（小稿未付図26）を頒布している。「六角堂と池坊」と題して記される、その全文は、次の通り。ほぼ同文あるいは同様の記述は、やはり休憩所で頒布されている絵葉書やテレフォンカードに付された案内紙片にも見える。

「六角さん」の名称で、京の町の人々に昔から親しまれてきた六角堂は、寺号が紫雲山頂法寺。西暦587年、聖徳太子を開基として創建されたと伝えられています。本尊は太子の護持仏といわれる御丈1寸8分（約5・5cm）の如意輪観世音菩薩で、平安時代から靈験をたたえた記録や説話も数多く、平安遷都のおり東西小路のひと筋が通る所に六角堂があたつてしまい天皇が使者をたて今少し南北どちらかに御動座頂くよう祈願されると、礎石（へそ石）一つを残し御堂がにわかにならぬよう5丈（約15m）ばかり北へ退いた話は有名です。

境内東北隅には聖徳太子を祀った太子堂があり、2才の頃の南無仏像が安置されています。この地は、太子沐浴の池の跡ともいわれ、池のほとりに小野妹子を始祖とする住持の寺坊があったところから「池坊」と呼ばれ、この池坊代々の執行によっていけばなが完成されました。つまり、六角堂はわが国のいけばな発祥の地なのです。

六角堂は、西国巡礼三十三カ所中の十八番札所でもあります。花山法皇が996年正月、六角堂へ行幸されたのが巡礼の始めと伝えられ、観音信仰が盛んになるにつれて霊場として庶民の信仰を集めるようになりました。

また親鸞聖人が毎夜比叡山から六角堂に百日参りをされ、夢中のお告げによって浄土真宗を開かれたともいわれています。

六角堂は創建以来、数度の火災にあっていますが、人々の信仰のおかげでその都度再建され、現在の建物は明治10年（1877年）の建造物です。

池坊専応、専好を始め、池坊の歴代の宗匠によって大成されたいけばなは、私達の日常生活の中に深く根をおろし、愛されてきました。現在では、立花・生花・自由花と変化に富んだ様式が、潤いある美の世界を築いてくれます。

昭和52年（1977年）、境内の一角に地上11階地下2階、高さ53メートル、スペイン産の花崗岩で外装された、和と美の殿堂「池坊」が建設されました。カラフルに内装された館内には、全国の池坊の門弟さん達と常時連絡業務を行っている家元事務所や、いけばな資料館、研修者のための教室などがあります。（原横書き）

まず注意されるのは、第二段落の実線部。それは確かに、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起と言うべき内容になっていよう。前々節に述べた通り、池坊いけばな縁起が、専慶を始祖とするものから妹子を始祖とするものへと変遷したのに連動して、『洛陽六角堂畧縁起』の中での妹子の果たす役割がやや大きく変化しているようではあったが、同書が版行を繰り返されるなかでは管見の限り、妹子を始祖とする池坊いけばな縁起の内容が明確に盛り込まれるということとはなかった。しかし、その近世の略縁起を現代に引き継ぐとも言い得る右パンフレットにおいては、同縁起を明確に含み込むに至っているのである。

さらに、妹子による池坊とそのいけばなの創始に関することだけではない、そのち現在に至るまでの池坊といけばな

に関する内容が、右パンフレットには少なからず含まれている。全七段落のうち、第一・三・四・五段が六角堂自体に関する記述、残りの第二・六・七段が池坊あるいはいけばなに関する記述で、記述量において両者ほぼ相半ばしている。「六角堂と池坊」というタイトルとまさに呼応、それぞれの起源や歴史さらには現況を説く六角堂縁起と池坊いけばな縁起とが、並立していると言えよう⁽⁴⁾。それは、特徴的な六角形の本堂を始め、右にも言及される太子堂やへそ石、あるいは唐崎社などの諸堂社・旧跡と、華道家元池坊総務所・池坊中央研修学院・池坊道場・株式会社日本華道社・いけばな資料館などの入った、右引末尾にも紹介される池坊のビルとが同居する、境内の現況とも対応していよう。『洛陽六角堂畧縁起』では、少なくとも直接的にはいけばなに言及しない、妹子を始祖とする池坊縁起と言い得るような記述が、六角堂の縁起の中のごく一部として顕現している、という状況であった。それが、数百年を経過して、現代版略縁起とも言うべきパンフレットにおいては、右の通り、妹子を池坊およびそのいけばなの始祖と仰ぐ記述を明確に含み込みつつ、六角堂縁起と池坊いけばな縁起がほぼ対等の形で並立するに至っているのである。その変遷は、六角堂の中の池坊の占める位置の拡大という、その間の状況の変化をそのまま反映したものに他なるまい。ただし、略縁起やパンフレットに限らなければ、小稿にてここまで取り上げたものの中にも先引『都名所車』や同『西国三十三所観音霊場記』など、六角堂縁起と池坊いけばな縁起と、両者の記述が小規模ながら並立していると捉え得るものは早くから存するのであって、六角堂発信の略縁起―パンフレットの系統においてもつと早くに並立現象が見られてもおかしくないとと思われる。未確認だが、現在のものと同様の形のパンフレット類もかなり以前から行われているのかもしれない。

あるいは、こんな違いにも注意されよう。右パンフレットの第二段の実線部は、『洛陽六角堂畧縁起』と同様に、太子が沐浴したという池と結び付けて、池坊の起源を説明し「池坊」の名称起源を説く。しかし、その沐浴と池の要素は、『洛陽六角堂畧縁起』においては、それより以前に「太子池水いけいづに浴よくし給ふとき奉持まもりの守本尊ほんぞんを」といて檨樹たらのきの枝えだの間に置奉り、浴よく

し終りて取給ふに像おもくしてあがり給はず」(1ウL8〜10)と、身に付けていた守本尊の観音を一時的に枝の間に置くことになる、その直接の原因となり、そして、そののち観音が離れなくなり建立された六角堂に安置されることになる、その発端となっているのであって、六角堂の開創縁起の中で重要な役割を担っている。先述通り、六角堂の古代縁起においてもそれら要素が同様の役割を担っているし、また、『洛陽六角堂畧縁起』以降の近世地誌類などに見える六角堂縁起記事でも概ね同じである。『洛陽六角堂畧縁起』では、沐浴と池の要素は、六角堂開創縁起の中のそうした本来的な機能を果たしつつ、加えて、池坊の起源などを説く池坊縁起とも結び付けられているのである。それに対して、右パンフレットでは、観音の安置や六角堂の建立、すなわち開創縁起に全く関係しておらず、池坊と結び付くのみとなっている。池坊の比重が増した結果、沐浴と池の有していた本義が忘れられ、池坊の起源と名称を説明するという、近世以降に備わった意味・機能を持った要素としてのみ、それらが意識されることになったのだ、と言えようか。

ただ、六角堂において、沐浴と池のもともとの意味が完全に忘れ去られてしまっているというわけではない。境内奥にある「聖徳太子沐浴の古跡」という場所には、

用明天皇の二年(五八七)、聖徳太子は四天王寺を建てたための用材をたずねて、ここに、山城国愛宕郡の杣に入った。夕方御持仏を多良の木に懸け、泉で沐浴をされた。浴後枝にかけた持仏が木から離れず、光をはなつて「我は汝の本尊となつて七世を経たが、ここは衆生に利益を与えるにふさわしい地であるから御堂を建ててほしい」というお告げがあり、この地に六角堂が建立されたと伝える古跡である。

と、沐浴から観音の仮安置・不離そして六角堂建立に至る経緯を書いた案内板が立っている。沐浴と池(泉)が、古来負わされてきた役割をそのままに担っているのである。けれども一方、六角堂全体の総合案内と言うべき本堂前の案内板では、「六角堂由緒」と題して、

・太子 大阪四天王寺建立のため用材を求めてこの地に入られた時夢に靈告をうけ杉の大樹によって六稜の堂を建て自らの護持仏をここに安置された

・妹子は入道して専務といい太子沐浴の池のかたわらに坊を営んだので坊号を池坊という

と、先のパンフレット同様、沐浴・池をやはり、専ら池坊の縁起とのみ関係付けている。あるいは、先に触れた池坊まんがシリーズ1『花守人』では、

・寺伝によると太子がこの地で清らかな泉を見つけ身を清めた夜夢のお告げによつて六角の堂を建立したとされています

・そして太子が身を清めた泉（池）のほとりに坊ぼくを建て寺を守ったことから「池坊いけのぼく」の名が起つたのです

とあつて、沐浴・池（泉）が六角堂建立と関係付けられてはいるものの、その間の緊密な因果関係が示されているわけではなく、太子が身に付けていた観音を木に掛け、さらに、その観音を安置するため六角堂を建立するに至る、それらの原因・発端になるといふ、沐浴と池（泉）の本来的な機能は、全く發揮されていない。

これらに先の現行パンフレットを加えて見るならば、結局、現在の六角堂においては、沐浴と池が本来有していた意味・機能は、消滅してはいないものの、後退する傾向にあることが窺えるだろう。そして、それに代わつて、池坊の起源と名称を説明するという、後発的にそれらに付随してきた意味・機能の方が、前面に出てきているように思われる。すなわち、太子の沐浴と池（泉）の要素は、第三節に見た通り中世太子伝などに載る六角堂縁起記事には盛り込まれていない場合も少なからず見られたものの、全体としては古代以来現在まで脈々と受け継がれてきたと言えようが、六角堂内における池坊の台頭・発展という事情あつて、その間にその意味・機能が、六角堂自体の開創縁起に関わるものから池坊縁起・池坊いけばな縁起に関わるものへとなだらかに変化してきた、あるいはなお変化しつつあるのだということになる。そして

て、それら要素が本来的な意味・機能を中心的に背負いつつ新たな意味・機能をも同時に持ち合わせている『洛陽六角堂畧縁起』あるいは『六角堂頂法寺縁起』は、そうした変化が萌し始めたことを示す、ごく早い段階の事例であるということになるだろうか。

ところで、先のパンフレットも右の本堂前案内板や『花守人』も、沐浴と池が、一時的に据えたところ木から離れなくなったという観音不離説話の発端となっていないばかりか、そもそも同説話自体を記していない。それは、寺側の案内板ではなくて、京都市の建てた門前の案内板でも、「開基は聖徳太子で、四天王寺建立の用材を求めて太子がこの地を訪れた時、霊告によつてこの地に御堂を建て、守護仏の観音像を安置したのが始まりと伝えられている」と、同様である（同案内板では、沐浴と池の要素自体、全く盛り込まれていない）。観音不離説話もまた、後退する傾向にあるらしい。

ここで、『洛陽六角堂畧縁起』と先のパンフレットを改めてざっと見比べると、ある一つの傾向に気付かれる。前者においては、先にも触れたように、まさに開創縁起と言いつつB段の部分が、分量的に全体の半ばほどを占めているのに対して、後者においては、それに相当する内容を記すのは、ほとんど「西暦587年、聖徳太子を開基として創建されたと伝えられています」（先引波線部）という一文のみである。また、淡路岩屋の浦に観音が流れ着いたことや、太子の前生の弟子・徳胤のことなどを載せる『洛陽六角堂畧縁起』A段開創前史の部分は、現行パンフレットには対応する内容が全く見られない。一方、『洛陽六角堂畧縁起』における開創後の略年代記と言いつつC～H段のうち、半分のDEG段に相当する内容はパンフレットにないが、もう半分のCFH段に相当する内容は見られる。あるいは、パンフレットには、『洛陽六角堂畧縁起』には載せられていない開創後の火災と再建に関する記事（先引破線部）が存する。これらのことを総合すると、現在のパンフレットは、『洛陽六角堂畧縁起』に比べて、開創に至るまでの内容が特に稀薄になる、という傾向が見て取れよう。そうした傾向は先に触れた本堂前案内板の記述などにも同様に見られるものだが、それは、時代の変遷によ

る人々の関心の抱き方の変化がもたらしたものと言えようか。中世において先述通り、漂着後に聖徳太子の手に渡ったという本尊観音について、さらに太子の前生に遡って、その漂着の事情を物語る徳胤の伝承を成立させていたのとは、少なくとも対照的な関心の抱き方が生んだ、傾向であるように思われる。徳胤の伝承は現在、ほぼ完全に消滅している。

先の観音不離説話は、まさに開創に至るまでの内容の一齣であって、それが後退する傾向にあるのは、開創以前への関心が稀薄になるという右の如き全体的な傾向の一つの現れであるとも言えよう。そうした事情あつて観音不離説話が消滅すれば、観音を木に掛け観音が離れなくなる、その原因・発端になるという、沐浴と池の本来的な機能は、当然のことながら不要になる。池坊の台頭・発展ということに加えて、開創以前の観音不離説話への関心の稀薄化が、現代の六角堂における沐浴と池の要素の本来的な意味・機能の後退傾向に、拍車を掛けている面があるように思われる。

以上、『洛陽六角堂畧縁起』と現行のパンフレットとを試みに比較対照して、いくつかの問題を取り上げた。まだまだ検討すべき問題もあるうが、池坊の台頭・発展が関与してもたらされた両者の相違点を二、三確認したところで、ひとまず検討を終えておく。

おわりに

古代以来の六角堂縁起の近世さらには近現代における展開の一端を窺おうとした小稿では、池坊とそのいけばなの創始や歴史を説く叙述を「縁起」に相当するものと認め、それを特に「池坊縁起」「池坊いけばな縁起」と称したうえで、それら自体の展開や浸透、そして、それらと六角堂縁起との交錯の諸相について、あれこれ検討を加えてきた。六角堂頂法寺という寺院の近世以降のあり方のなかで特筆すべきなのが、室町期に始まる池坊の台頭・発展という事象であり、近世以降の六角堂縁起の展開を窺うに当っては、それとの関係に最も注目しなければならぬと考えてのことである。

より具体的には、まず、近世を通じて繰り返し版行され続け、六角堂から発信された縁起としては近世を代表するものと言つていい略縁起『洛陽六角堂畧縁起』自体について、諸伝本とそれら相互の関係や前身たる本縁起『六角堂頂法寺縁起』のことなど、基礎的な問題点の整理や検討を行った。少なくとも享保十三年（一七二八）には成立していた右『洛陽六角堂畧縁起』あるいは『六角堂頂法寺縁起』の中に、中世以前の縁起伝承には見られない、小野妹子を始祖とする池坊縁起と言ふべきものが、六角堂の開創縁起とも関連しつつ顕現している点、特に注目された。池坊とそのいけばなの隆盛がもたらした、池坊と妹子の六角堂縁起への進出であるに違いない。一方、池坊いけばな縁起は、従前の専慶を始祖とするものから妹子を始祖とするものへと、十八世紀に大きな展開を見せていた。その間に見られるようである過渡的段階を、妹子始祖説記載の最古例と言ふべき先の『洛陽六角堂畧縁起』『六角堂頂法寺縁起』は反映しているようにも思われたが、確信は得られない。ただ、『洛陽六角堂畧縁起』が版行を繰り返すなかで、天明二年（一七八二）よりも後になって妹子の役割を一層増大させているのは、池坊いけばな縁起が妹子を始祖と仰ぐようになったことと連動するものには相違ないだろうと思われる。そもそも妹子の池坊縁起・池坊いけばな縁起への進出は、広くいけばなの元祖で六角堂の開祖である太子との関係や妹子自身の経歴、いけばな界における池坊を取り巻く状況など、様々な背景、事情があつての、ある程度必然的な事態であつたろうが、池坊によって打ち出された妹子始祖説がすぐに広く浸透したわけでない。例えば三十三所霊場記類中の六角堂縁起記事においては、管見の限りでは明治に入る頃になつてようやく、専慶と妹子を入れ換えたような観音伝説話など、同説に基づく内容が盛られるようになる。また、明治大正期の池坊の事業、例えば、いけばな教科書や池坊いけばな縁起の確定版『華道家元池坊由来記』の刊行を通して、あるいは伝妹子墓の買収と修築によつて、妹子始祖説が内外に浸透し確定していった。その結果、また、近世以降の池坊の発展を反映して、近世の略縁起を引き継ぐといふべき現行の六角堂パンフレットでは、六角堂縁起と妹子を始祖と仰ぐ池坊いけばな縁起とが、ほぼ対等の形で並立する

に至っているのである。

以上を通して見るに、近世以降の六角堂縁起の展開には、池坊と池坊をめぐる伝承や言説が大きく関与していること、改めて確認し得る。恐らくは専慶の掘った「池」に代わるものとして、古代以来の六角堂縁起における太子の沐浴場面に「池」が導入され、それが「池坊」を説明するものとして池坊縁起・池坊いけばな縁起のなかで意味・機能を与えられるようになって以降、池坊の台頭・発展に従って、六角堂縁起における太子の沐浴の本来的な意味・機能の方は次第に後退していった、という「池坊」の「池」をめぐる変遷は、上のことを象徴的に物語る一つの事象として殊に興味深く思われる。

ところで、近世に止まらず近代以降の縁起にも目を向けるべきこと、最近の堤邦彦氏・徳田和夫氏編『寺社縁起の文化学』（森話社、平17）の中でも論じられており、また、拙稿「揺らぐ檀那——丹波国穴太寺縁起小考」（『女子大國文』138、平17）でも、穴太寺縁起を例に若干触れているところである。六角堂の場合、特に近世以降に存在感を増していく池坊というものを内包していることによって、近現代に至るまで、縁起とその周辺の伝承などの個性的で劇的な展開を、右の如く辿ることができるのである。その点において、近世さらには近現代の縁起伝承を検討するうえで、六角堂縁起は、甚だ稀少かつ興味深い事例の一つであると言えよう。

なお、近現代の宗教縁起としては、神道や仏教など近代以前の既成宗教のものと共に、幕末維新期頃以降に創唱された新宗教のものを見落とすことはできないだろう。新宗教においても、当然のことながら、教団自体の創始や各教会等の由来を説く、縁起に相当するような言述は、様々存するに違いない。ほぼ近代になって出現したそれらが、近代以前の既成宗教の縁起といかに関わりつつ、また一方で、近代的なものや新宗教各々の独自性をいかに盛り込んでいるのか、といった点は、今後究明されなければならない縁起研究上の重要な問題の一つであろう。

注

- (1) 平成十八年十二月発行の『The Ikenobo』など参照。
- (2) 残念ながら、これら研究集会・例会にいずれも参加することができなかった。参照すべき議論がなされたかもしれないが、小稿には反映し得ていない。
- (3) 近世文芸叢刊第六巻『絵入狂言本集』下(般庵野間光辰先生華甲記念会、昭45)、同別巻4『翻刻絵入狂言本集』下(般庵野間光辰先生華甲記念会、昭50)。
- (4) この杉と、祇園祭の山鉾のうち「太子山」が唯一、杉を依り代としていることとの関連について、『祇園祭山鉾由緒及びその附属品目録』第一集(京都市文化観光局文化課、昭44) 祇園祭編纂委員会・祇園祭山鉾連合会『祇園祭』(筑摩書房、昭51) 松田元氏『祇園祭細見(山鉾篇)』(京を語る会、昭52)『祇園祭山鉾大鑑』(八坂神社、昭57) 芳井敬郎氏編著『祇園祭』(松籟社、平6) や大森恵子氏「近畿地方の霊地と霊木―特に吉野山と愛宕山を中心に―」(『宗教民俗研究』14・15合併号、平18)、参照。例えば『祇園会由来』(享和二年十二月求版)の「太子山」条に「六角堂のはじめハ林なりしを、聖徳太子肌はだの守りまもを掛かけゆあみし玉たまひし古事也。すべて山やまのしるしハ松なり。此山にかぎりて杉すぎの木也」。なお、山鉾巡行の順番を決める鬮取くみとりがもとは六角堂で行われていた(『日次記事』巻六『雍州府志』巻四等)ことも、知られる。また、梅原猛氏『京都発見 〇路地遊行』(新潮社、平10)所収「小野妹子と池坊」や大森恵子氏「祇園祭と修験」(『民俗と風俗』15、平17)参照。
- (5) 寛文六年版の性格についての最近の注目すべき論考に、牧野和夫氏「聖徳太子伝テキストの中世と近世―寛文刊本の場合」(『国文学』平成十六年四月号)がある。
- (6) 田中勘兵衛氏『六角堂如意輪観世音考』(昭8)所載の詞書翻刻による。また、絵伝について菊竹淳一氏編『聖徳太子絵伝』(日本の美術91、至文堂、昭48)など参照。
- (7) 藪田嘉一郎氏「六角堂を中心とした日彰校区の歴史」(日彰百年誌編纂委員会編『日彰百年誌』昭46)。梅原忠治郎氏『西國三十三所巡拝通誌』中巻(梅原書店、昭12)などにも同内容が記されている。なお、藪田論文は、へそ石の正体について、「結局これは六角堂が法会ほふえのときに用いた幡竿ばんぼを立てる台石でないかと思う」と推測する。

(8) 大井ミノブ氏「戦国時代における立花発展の基盤」(『史艸』4、昭38)や村井康彦氏『花と茶の世界』(三一書房、平2)など、諸論において指摘・検討される事例。

(9) 「一説」以下の部分が通常の内容であるのに対して、聖徳太子が、四天王寺でなく広隆寺建立のための材木を求めてやって来た際に、霊光を放つ槻木があつて、その木で観音像を刻んで安置したという、「一説」以前に記される縁起は、後の『京羽二重織留』巻四「槻木^{つげの木の}霊光」などに採録されている以外には他に見難い、極めて特異な内容になっていて、注目されよう(『望月仏教大辞典』「頂法寺」条などが注意する)。行円が賀茂の社頭の槻木で本尊の観音を刻んだと伝える革堂の縁起と、混線している面があるだろうか。

(10) 婦人文庫第十一回『節用』(婦人文庫刊行会、大4)所載翻刻に拠る。いけばなの伝書の目録には、小林鷺洲氏『いけばな古今書籍一覽』(大日本華道会・前田文進堂、大13)湯川制氏『華道史』(至文堂、昭22)所収「華書攷」、岡田幸三氏「花書便覧」(同氏編『図録いけばな大系』第六巻、昭47)、岡田幸三氏編『刊本花道書年表』(思文閣、昭48)、『華道文献目録』(学校法人池坊学園、平8)などある。ただし、それらに載る多くの花伝書のうち一部しか見ることができていない。その点、今後の課題とすべきところである。

(11) 会頭職については、注10『節用』解題や森谷剋久氏『花風形とこころ』(大阪書籍、昭60)所載「家元の花」参照。

(12) 例えば、湯川制氏・北條明直氏・山根有三氏・大塚眞三氏編著『いけばな事典』(興洋社、昭27)といった辞書の中にも、「専慶」条に「江戸中期には、専慶が夢に、六角堂に祭られている観音から教えられたと説いている」と紹介されており、『いけばな総合大事典』(主婦の友社、昭55)の「池坊専慶」条も『遠碧軒記』を引く。

(13) 例えば小川壽一氏『六角堂の歴史と文学附華道史概説』(大政翼賛会京都支部、昭19)など、参照。親鸞夢想については論考が数多い。最近のものでは、渡辺信和氏「親鸞の六角堂参籠と太子伝承」(『絵解き研究』16、平14)や山田雅教氏「六角堂夢告私考」(『真宗研究』49、平17)など。

(14) 『いけばな美術全集』第二巻(集英社、昭57)所載カラー影印による。

(15) 「シンポジウム花王以来の花伝書」(注14『いけばな美術全集』第二巻)における伊藤敏子氏の発言。なお、山根有三氏「室

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

町時代たて花概論―いけばなの確立と展開―(山根有三著作集七『花道史研究』中央公論美術出版、平8)は、「花王」の次の「池坊」を専慶であると推測している。

(16) 広江美之助氏『伝承の美Ⅰ』(花の歴史シリーズ、自然史刊行会、昭54) 収載影印による。通行の天文十一年奥書続群書類従本などには相伝記事が見えない。『専応口伝』の諸本等については、西村勉氏「専応口伝」(注14『いけばな美術全集』第二巻)など参照。

(17) 注13『いけばな総合大事典』「池坊専誓」条などに指摘されている現象である。西村勉氏「池坊専養とその周辺の立花」(『いけばな美術全集』第五巻、集英社、昭57)には、「立花相伝以来池坊代々」と「小野系図」との対比が見られる。

(18) 池坊中央研究所よりご提供頂いた写真による。また、池坊学園短期大学華道文化研究所編『池坊華道芸術図史』(池坊学園事業部出版局、昭37)にも、不鮮明ながら影印が掲載される。

(19) この件に関して、例えば林屋辰三郎氏「日本芸能の伝統―花の歴史を中心に―」(同氏『歴史・京都・芸能』朝日新聞社、昭44)は、「生花の生長するころ、さきの池坊はしだいに家元制度の中核を形づくるようになってきていた。池坊系図はついにその祖に小野妹子をかつぎ出し、寛正のころの専慶はたちまち平安時代の人物にまつり上げられてしまった。日本芸能のほとんどすべてが体験する方向であった」と述べる。

(20) 専誓には、永正十五年(一五一八)に相伝した花伝書『老の春』があること、知られている。同書の影印を収載する注14『いけばな美術全集』第二巻参照。

(21) 池坊中央研究所編『図録・いけばなの流れ―いけばな史年表―』(日本華道社、昭59) 所載カラー影印による。『伝授次序』は、池坊専永師「花道・池坊家の伝統」(『歴史と旅』昭和五十九年十月号) などにも影印所載。同書や専純の江戸参府については、上記池坊専永師論文や森谷剋久氏「池坊歴代家元とその時代背景について」(池坊専永師編『池坊歴代家元花伝』講談社、昭51) 参照。

(22) この『たちばな』について、『たちばな』の創刊という事実を出発点として、池坊は現代への一步を踏み出したと云ってよいだろう」と評価されている(注18『池坊華道芸術図史』161頁)。小川壽一氏による「日本華道史講話」が連載されたりしている。

(23) 阿部泰郎氏「中世太子伝の伎楽伝来説話―中世芸能の縁起叙述をめぐりて―」(『芸能史研究』78、昭57)。あるいは最近の植

木朝子氏「消えゆく声への焦燥―『梁塵秘抄口伝集』から―」(『日本文学』55―7、平18)。

(24) 肥後和男氏「生花の歴史」(西堀二三氏著者代表『插花芸術』成美堂書店、昭10)は、「聖徳太子がこれ(生花：引用者注)を始めたとする考へは、一般に日本文化がこのすぐれた権者によつて開かれたとする思想に基くものであり、それは歴史的には、太子が仏教を興隆し給ひしこと、仏教が最も豊富なる日本文化の母胎となりし事実に基づいてある」と記す。なお、いけばなの元祖とされる人物は他にも、嵯峨天皇や護命・明恵がいる。嵯峨天皇については上掲肥後論文や旧嵯峨御所華道総司所編『カラ―独習嵯峨御流いけばな』(主婦の友社、昭58)、護命・明恵については、松月流古流の寛政六年(二七九四)『插花故実集』などに詳しく、註10小林氏著書「花道沿革梗概」条や角谷緑三氏『日本の華道』(東華書房、昭17)100頁以下、註10湯川氏著書200頁以下、各々参照。

(25) 大井ミノブ氏編『いけばな辞典』(東京堂出版、昭51)「聖徳太子絵伝記」条。大井氏「江戸時代のいけばな―たくみをつくしたさまざまな形式」(大井ミノブ氏・小川栄一氏『いけばな史論考』東京堂出版、平9)にも同様の記述。註13小川著書にも類似のことが述べられている。

(26) 註18『池坊華道芸術図史』や池坊中央研究所編『歴代家元譜―華・歌・仏―図録・いけばなの流れ―』(日本華道社、平18)などに写真が掲載される。

(27) 以上の十七世紀後半から十八世紀にかけての池坊をめぐる状況は、註21森谷氏論文による。引用もすべて同論文から。なお、『永代門弟帳』については、第一永代門弟帳の一部影印と解説が註21『図録・いけばなの流れ―いけばな史年表―』や註26『歴代家元譜―華・歌・仏―図録・いけばなの流れ―』に載る。

(28) 大井ミノブ氏『生活からみたいけばなの歴史』(主婦の友社、昭39)63頁。註25『いけばな辞典』「池坊」条にも同様の記述がなされている。

(29) 『平安京六角堂の発掘調査』(古代学協会、昭52)参照。

(30) 林屋辰三郎氏「池坊の歴史」(註21『池坊歴代家元花伝』)。ただし、家元となり「池坊」を受け継いでもなおかつ「小野」を名乗る場合もあるようだ。例えば六角堂の現雨垂受けに「当寺住職四十二世／池坊小野専正／明治廿八年六月吉辰」と刻されて

いる。以上、池坊中央研究所御教示。

(31) 延宝四年(一六七六)成立の縁起が穴太寺においては圧倒的重みを持ちつつも、寺外に発信されてから定着・普及するまでに一定の時間を要したらしいこと、先の拙稿「揺らぐ檀那―丹波国穴太寺縁起小考―」(『女子大國文』136、平16)にて窺った。

(32) 以上の生人形関係のことについては、大木透氏『名匠松本喜三郎』(昭文堂書店、昭36)熊本市現代美術館・大阪歴史博物館 図録『生人形と松本喜三郎』(平16)熊本市現代美術館図録『生人形と江戸の欲望』(平18)あるいは高橋好劇氏「西国霊場生人形(上)(中)(下)」(『あんな』第四集十月号〜十二月号、昭2)など参照。明治四年の引札は上掲『生人形と松本喜三郎』に、

明治十二年の引札は上掲高橋氏論文や『観物画譜』四(日本庶民文化史料集成8)、注7梅原氏著書に、各々写真掲載。

(33) 他方、明治以降の地誌類でも『京都坊目誌』(新修京都叢書20)下京第四学区の部のように、池坊について「開基僧専慶とす。

頂法寺 二十世 此僧立花法を創む」と記述していて、池坊やいけばなの起源を従前通り専慶に求めるものも見られる。『京華要誌』なども同様に説く。また、明治十四年(一八八一)の遠藤茂平編輯・福井源次郎出版『京都名所案内図会』や明治二十六年(一八九

三)の勝沼武一発行兼編輯『西国観音縁起集』のように、六角堂の縁起を記述するが池坊には全く触れないものもある。

(34) 注21『池坊歴代家元花伝』205頁に写真および解説文掲載。

(35) 注26『歴代家元譜―華・歌・仏―図録・いけばなの流れ―』。『華道 家元 華かゝみ生華葉の巻』は、昭和三十年日本華道社より

発行された複製版による。各種「華かゝみ」の刊行について、『生花資料集成』研究注解篇上巻(茶華企画、平13)67頁など参照。「武藤松庵」は、明治二十四年(一八九一)に専正が家元代見として全国に派遣した人物(注21『池坊歴代家元花伝』217頁)。

「池坊専正宗匠と武藤松庵師は、明治における池坊の歩みの根幹であった」とされる(注18『池坊華道芸術図史』156頁)。また、

北條明直氏「池坊再興に敏腕をふるう山本忠男」(『いけばな人物史』千人社、昭54)や森田剋久氏「花の文明開化」(『花』が語る日本史)河出書房新社、平9)参照。なお、女子教育といけばなの問題については、小林善帆氏に、「教育としての『花』

―『花』『茶』はどのようにして女性のなすべきものとなったのか―(『野村美術館研究紀要』15、平18)に至る一連の論考があり。また、大井ミノブ氏「明治以後のいけばな」(注25大井・小川両氏著書)など参照。

(36) 伝妹子墓の買収と修築をめぐる経緯について、注17『池坊華道芸術図史』160頁など参照。

(37) 西堀一三氏『日本花道史』(創元社、昭17)。「華嚴秘伝之大事」は続花道古書集成1に翻刻所収。西堀前掲書は、この紀貫之をめぐる伝説にも注目して(ただし、『華道家元 池坊由来記』の所伝によるのみで、『華嚴秘伝之大事』所載話などに言及されているわけではない)、「池坊の所伝は、事実をより古く伝へんとし、そのため、室町以前にこの専慶なる人を遡らせたとも考へられる。勿論かゝる伝説が出来たのは、文明よりも遙かに後のことである」と述べる(231〜232頁)。

(38) 伊藤敏子氏「釈文・初期花伝書資料」(『大和文華』48、昭43)。伊藤氏同論には『文阿弥花伝書』の翻刻も収載。西田正宏氏「歌道と華道」(和歌をひらく第三卷『和歌の図像学』岩波書店、平18)は、「文阿弥系花伝書」に載るこの貫之の説話を取り上げ、「華道と歌道の関わりの深さを窺わせる記述として」注目する。なお、文阿弥については、注15山根論文や大井ミノブ氏「花道史上の文阿弥と池坊専栄」(『日本歴史』49、昭27)など参照。

(39) 続花道古書集成3「解題」。翻刻も同書収載。なお、享保十四年(一七二九)序『桐覆花談』巻上(続花道古書集成3)は「今瓶上に写す事ハ聖徳太子之時より也。或紀貫之一伝をさしひろめ給ふト云事も分明ならず」とする。

(40) 注35北條氏論文。

(41) 両縁起が並立する状況は、一般向けの『歴史とのふれあい 西国三十三所巡礼の手引』(フジタ、昭62)や平幡良雄氏『西国―観音巡礼―』(満願寺教化部、平12)においてもほぼ同様に見られる。

(42) フジタ編集部編『西国三十三所の昔話』(フジタ)や松本章男氏「西国観音霊場・新紀行15」(『大法輪』70―6、平15)では逆に、観音が離れなくなり六角堂の地に安置されることになる、その発端としての「池」が登場するが、池坊には全く触れられていない。「池坊」の名称起源として始まった「池」が、認知され独り歩きしているのである。

(43) 冒頭の堤邦彦氏「寺社縁起の転換期―近世から近現代へ―」や橋本章彦氏「新しい縁起研究に向けて」など。

(44) 縁起に限らず新宗教の説話に目を向ける必要があることは、拙稿「近代新宗教説話序論―金光教のおかげ話をめぐる二、三の問題について―」(説話と説話文学の会編『説話論集』第十一集、清文堂出版、平14)のほか、「宗教説話の隆盛と展開」(達日 出典氏編『日本の宗教文化』下、高文堂出版、平14)「金光教おかげ話余話」(『日本文学』55―8、平18)「翻刻金光教布教文

書近藤本『御道案内』付『御道案内』三本（藤沢本・近藤本・伊原本）内容概略対照表（『女子大國文』140、平18）といった拙稿にて述べている。

付記

○小稿は、平成十七年度三回生演習における検討を基礎にして成ったものである。

○引用に当たっては、特に断っていない場合でも、通行字体に改めたり、句読点を施したりしている。

○いけばな関係の用語について厳密を期しているわけではないが、「いけばな」という呼称・表記を多く用いたのは、例えば『いけばな美術全集』全十巻の全巻共通凡例に「平仮名で表記した『いけばな』は、たて花・なげいれ花・立花・砂の物・抛入花・生花・いけばな等の総称で、様式にかかわらず広い意味で人為的、作為的にいけられた花を指す場合に使用した」と説明される使用法がかなり一般化しているようなので、それに準拠した結果である。すなわち、様式とは無関係に広い意味でいけられた花、あるいは広く花をいけることを指して、小稿では「いけばな」と称している。

○小稿を成すに当たり、池坊中央研究所を始めとして、池坊短期大学附属図書館・東京国立博物館・国立国会図書館・国立公文書館・京都府立総合資料館・大阪府立中之島図書館・龍谷大学図書館などにおいて、資料閲覧などにつき多大なる御高配を賜りました。記して深謝申し上げます。

『洛陽六角堂畧縁起』五伝本主要校異一覧

- ・第一節に取り上げた①～⑤の五伝本の間で校合した結果を示す。
- ・第二節所載の③の翻刻を底本とし、それと他の伝本①②④⑤との主要校異を示す。
- ・③の行数と本文を掲げたうえで、その下に伝本の番号を示して対応する異文などを記した。
- ・振り仮名の有無や相違、句読点や濁点の有無、字体の相違などは、煩雑になるため掲げていない。

〔1才〕 L2 淡路国―① 淡路ノ国 L4 塗し―① ぬりし L5 筥―⑤ 箱 L5 なり―① 也 L5 6 閻浮檀金像―① 閻浮檀金ノ像

L 6 謹上—①謹テ上 L 7 ゆへ—⑤ゆゑ L 8 なり—①也 L 8 給ふ—⑤たまふに L 9 宣ハク—⑤宣く L 9 是—⑤これ
L 10 侍し時—⑤侍りしとき L 10 此—⑤この 是—⑤これ

〈1ウ〉L 1 なり—①也 L 1 至らざるゆへ—⑤至らざるがゆゑ L 2 なり—①也 L 3 賜ふ—①給ふ⑤たまふ L 3 よろこび—①
悦び L 3 給ふ—⑤—玉ふ L 4 年—⑤御年 L 4 給ふ時—⑤たまふとき L 5 せし時—⑤せしかバ L 6 なして—⑤成して L
6 給ふ—⑤たまふ L 7 妹子等と—②④⑤妹子下知して L 7 到り—⑤いたり L 7 8 見る—⑤見玉ふ L 8 見る—⑤ミる
L 8 木間—①木ノ間 L 9 給ふ—⑤玉ふ L 9 とき—①時 L 9 守本尊—①守り本尊 L 9 といて—⑤解て L 10 置奉り—⑤お
き奉り L 10 給ふ—⑤たまふ L 10 おもくして—⑤重くして L 11 給へバ—①⑤玉へハ L 11 忽—①忽ち L 12 放て—⑤放ち
L 12 亦—⑤ナシ

〈2オ〉L 1 銘じ—⑤銘じ玉び L 1 此—⑤この 2 三方—⑤三方に L 3 なり—①也 L 3 かならず—①必ず⑤必 L 3 成—⑤な
る L 4 のたまふ—①の給ふ L 5 其—①其、 L 5 太子—②④⑤皇太子 L 6 いなや—⑤否や L 6 答—⑤答へて L 6 此—
⑤この L 7 ゆへ—⑤ゆゑ L 7 呼で—⑤呼んで L 8 是—⑤これ L 9 なり—①也 L 9 10 のたまひて—②のたまひて⑤宣
ひて L 10 給へる—⑤玉ふ L 10 見れバ—⑤見玉へバ L 12 たまひけり—①給ひけり L 12 (割注)なり—①也 L 12 太子—②
④⑤皇太子

〈2ウ〉L 1 尋ね給へハ—⑤尋ねたまへバ L 1 見給へハ—⑤見たまへバ L 2 なにこと—①何事②「な」の右側に「うた」④「な」
の右上に「うた」⑤「な」にこと L 3 菩提—①菩薩⑤ぼだい L 3 伏せ給ふ—⑤きらせ玉ふ L 5 立—⑤たて L 5 をのづから
—①自⑤おのづから L 5 六ツ—⑤六 L 5 成ゆへに—⑤なるゆゑ L 6 名づく—①名く L 7 あんに—⑤暗に L 8 故—⑤ゆ
ゑ L 9 因んで—⑤因ミて L 9 池坊—①池の坊 L 9 名づけ—①名付 L 10 以て—⑤もつて L 11 時—⑤とき L 12 当る—⑤あ
たる L 12 此—⑤この

〈3オ〉L 1 有けれハ—⑤ありければ L 1 願れず—⑤あらハれず L 1 宛—①宛⑤宛も L 2 恐れて—⑤おそれて L 2 をのづ
から—①をのすから⑤おのづから L 2 他所へ—⑤他所に L 2 給へ—⑤玉へ L 3 誓—①誓⑤誓願 L 3 しばらく有て—⑤
暫時ありて L 3 晴て—⑤はれて L 3 堂—⑤此堂 L 3 去—⑤去る L 4 あまり—①余り L 4 少も—⑤すこしも L 4 な

かりけれハ―①なけれハ L 4 いふ―①云 L 5 則―⑤すなハチ L 5 定め―⑤さだめ L 5 又―⑤また L 7 恐れあり―⑤
 恐あり L 7 二寸―⑤忒寸 L 10 以て―⑤もつて L 10 給ふ―⑤たまふ L 10 (割注) 是―⑤これ L 10 (割注) なり―①也
 L 12 (割注) 畧之―⑤これを略す L 12 重て―⑤かさねて L 12 蒙り―⑤かうふり L 12 此―⑤この
 (3ウ) L 1 奉レ祈―⑤祈り奉る L 1 なり―①也 L 1 法皇―②法皇の L 1 是―⑤これ L 2 始―⑤はじめ L 2 なり―①也
 L 3 給ふ―⑤たまふ L 3 時―②ナシ⑤とき L 3 始め―②始⑤はじめ L 3 (割注) 今―⑤いま L 3 (割注) 奉納―⑤納め
 奉る L 3 (割注) なり―①⑤也 L 3 4 建仁三癸亥年―⑤建仁三年癸亥 L 4 (割注) 上人―⑤聖人 L 4 此―⑤この L
 5 給ふ―⑤たまふ L 6 其文曰―⑤其文にいはく L 6 7 其文曰行者宿報設女犯我成玉女身被犯一生之間能莊嚴臨終引導生
 極樂―①ナシ L 7 是―⑤これ L 7 広めて―⑤弘めて L 8 給ふ―⑤たまふ L 8 なを―⑤なほ L 8 此―⑤この L 8 方
 便―⑤方便等 L 9 委きゆへ―⑤くはしきゆゑ L 9 記す―⑤記

付図

- ・ 第一節に取り上げた『洛陽六角堂畧縁起』五伝本のうち、③大阪府立中之島図書館所蔵『諸国社寺縁起』収載刊本の全体の影印を順に、図1・3・5・7・9・11・13に掲げた。また、④国立国会図書館所蔵『堂中杖』収載刊本の全体の影印を順に、図2・4・6・8・10・12・14に掲げた。もつて、③④両本を上下対照し得るようにした。⑤京都府立総合資料館所蔵刊本の全体の影印は、それらのあと、図15く21に順に掲げた。
- ・ 図22く24は、第六節に取り上げた明治大正期の三十三所霊場記類。図22は、明治二十六年(一八九三)『西国三十三所観音霊場記』(秋田向荣著、中村浅吉発行)の一頁。図23は、大正二年(一九一三)『西国三十三所巡礼霊場記』(深浦嘉太郎著作発行)の一頁。
- ・ 図24は、松本喜三郎による生人形興行「西国三十三所観音霊験記」の明治十二年(一八七九)一枚刷絵入番付・引札の一部。梅原忠治郎氏『西国三十三所巡拝通誌』中巻(梅原書店、昭12)所載写真より転載した。
- ・ 図25は、第六節に取り上げた池坊まんがシリーズ第一冊・岩田和久氏『花守人』(日本華道社、平7)の第十四頁。
- ・ 図26は、第七節に取り上げた三つ折り一枚ものの六角堂現行パンフレットの表紙。

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

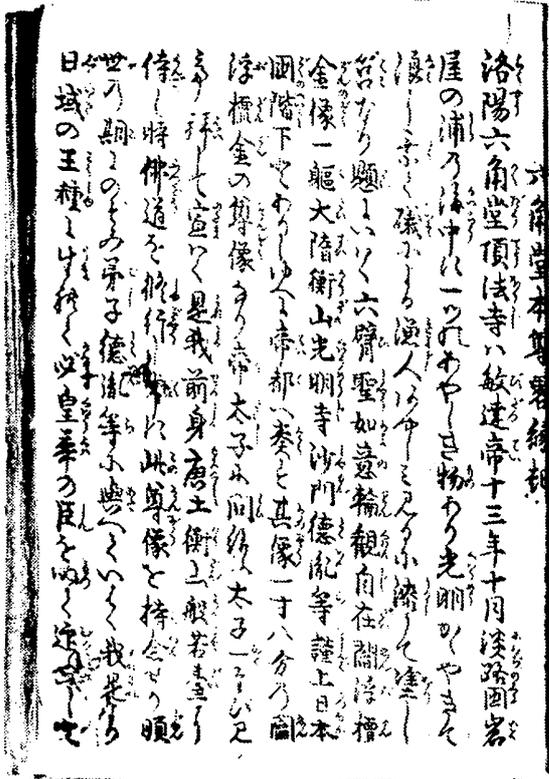


図3 ③1才



図1 ③大阪府立中之島図書館蔵『洛陽六角堂畧縁起』表紙

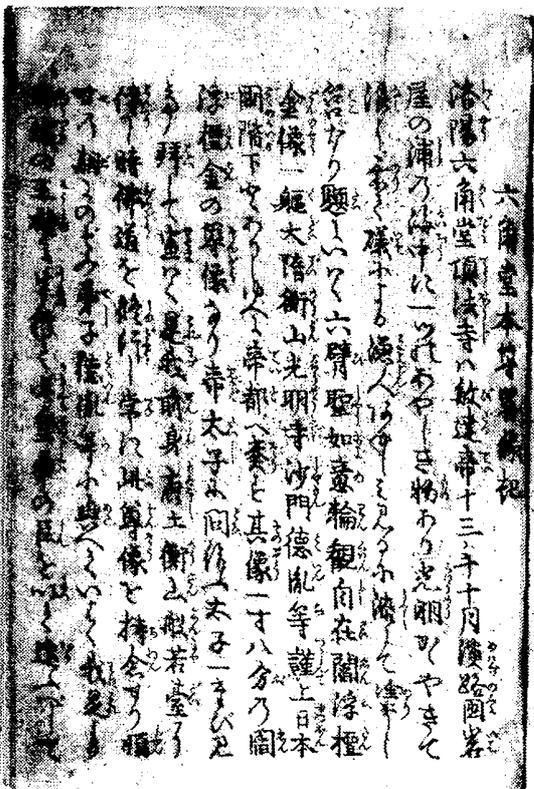


図4 ④1才

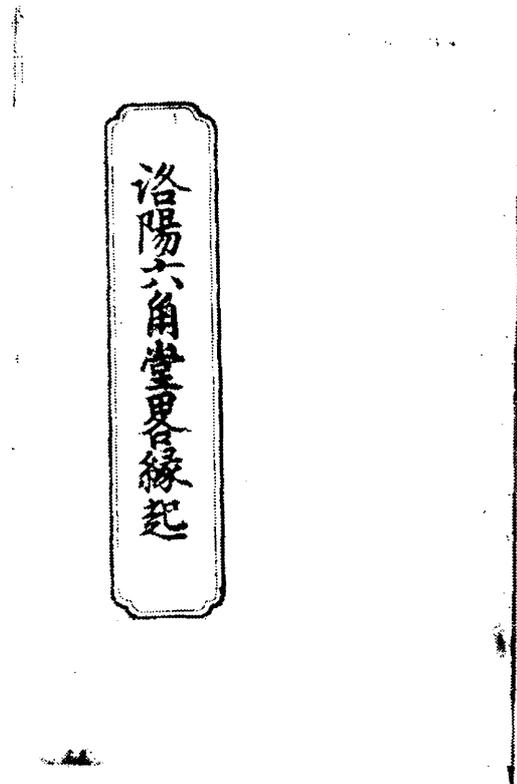


図2 ④国立国会図書館蔵『洛陽六角堂畧縁起』表紙

誓いしかり流等使の至りてより新華一葉
 浮べりしやんやと帝命を是を弄かりし
 太子も賜へ太子墓より身と移る春敬は用明
 帝二年太子十六歳に本景臣守屋をよつて多修の
 官軍和を失んとて内四天王寺公造をよまきらうと
 作て則守屋を退治し終へ其宿願と遂んあらず臣
 婦子等も林とりの地をくらり此地に到り四方を見
 る善本生茂り日月と見たり本間か太子池水に
 浴し終へた奉持れ守を尊をといく榊樹の枝に間
 了置かり浴し終へて取終り像おろしてわたり後
 太子思れく尊像しひひの神も免後い本尊免えと
 以て語同堂不の事敷敷上たす

図5 ③1ウ

水止而利生於然而已太子感敷肝と銘し此
 山水のく化南をのとき三方峰をくら東西川のく
 四神相應の地たり識し後ぞうれい花の地と
 一寺村をあらして殿宇を建んとのや一時一人老
 翁東より本を其形勢平生より太子曰我殿宇を
 建んたりて地を不し林ありやるや翁答曰此地乃
 ひらけ大本の杉あり柱業林しゆ俗呼く先杉と之
 已朝毎に紫雲をまびく奇林ありや我は此地の
 主たり此所を開基す我識を善く守護せんとの
 いて東瓜すて像を造らば之れ肉身を交して明星
 天子菩薩崇慶者人まら爾く女之明林矣くも清
 今御前所本有神太子翁の教しは也

図7 ③2オ

誓いしかり流等使の至りてより新華一葉
 浮べりしやんやと帝命を是を弄かりし
 太子も賜へ太子墓より身と移る春敬は用明
 帝二年太子十六歳に本景臣守屋をよつて多修の
 官軍和を失んとて内四天王寺公造をよまきらうと
 作て則守屋を退治し終へ其宿願と遂んあらず臣
 婦子等も林とりの地をくらり此地に到り四方を見
 る善本生茂り日月と見たり本間か太子池水に
 浴し終へた奉持れ守を尊をといく榊樹の枝に間
 了置かり浴し終へて取終り像おろしてわたり後
 太子思れく尊像しひひの神も免後い本尊免えと
 以て語同堂不の事敷敷上たす

図6 ④1ウ

水止而利生於然而已太子感敷肝と銘し此
 山水のく化南をのとき三方峰をくら東西川のく
 四神相應の地たり識し後ぞうれい花の地と
 一寺村をあらして殿宇を建んとのや一時一人老
 翁東より本を其形勢平生より太子曰我殿宇を
 建んたりて地を不し林ありやるや翁答曰此地乃
 ひらけ大本の杉あり柱業林しゆ俗呼く先杉と之
 已朝毎に紫雲をまびく奇林ありや我は此地の
 主たり此所を開基す我識を善く守護せんとの
 いて東瓜すて像を造らば之れ肉身を交して明星
 天子菩薩崇慶者人まら爾く女之明林矣くも清
 今御前所本有神太子翁の教しは也

図8 ④2オ



図 15 ⑤ 京都府立総合資料館蔵『洛陽六角堂略縁起』表紙

〓今奉祈り長徳三年正月花山皇御李是順
 禮乃始なり永承四年後冷泉院諸國の堂社一併令利一
 統つ納り修し内當寺り始つ修し令令利一併仁三受夫
 年四月五日夜善信上人此堂を修築せりて善想一生身の
 救世菩薩肉身白衣の像と現して四句の頌文を授け修し
 其文曰行者宿報我花我成玉女身被犯一生之間能莊嚴臨終
 引導生極樂是より宗々廣く衆生化度る巨を
 傳修し方依此尊の利益方便唐土本朝の靈驗舊記
 〓季きゆり今記とふきり 六角堂
 天照皇靈藏三月十音り千是開為科 頂法寺

図 13 ③ 3ウ

六角堂本尊縁起
 洛陽六角堂頂法寺の故連帝十三年十月、外路國若屋の
 浦の海中より物らし光明のくまを便し來りて、六尊
 聖如袁輪觀自在關浮檀金像一軀、大階衛山光明寺
 沙門德胤等護上日、秋國階下より、四尊、赤都く
 美子、其像一十八の胸浮檀金像を、赤太子
 向し、太子一ひを、珠く宜く、我前身唐土衛
 山般若堂の侍り、佛道と修行、常々六の尊像と
 持念せ、順世の期、の、赤子、德胤寺より、鉄
 〓〓〓日城の玉體、〓〓〓必皇華の臣、〓〓〓行せ、〓〓〓

図 16 ⑤ 1才

〓今奉祈り長徳三年正月花山皇御李是順
 禮乃始なり永承四年後冷泉院諸國の堂社一併令利一
 統つ納り修し内當寺り始つ修し令令利一併仁三受夫
 年四月五日夜善信上人此堂を修築せりて善想一生身の
 救世菩薩肉身白衣の像と現して四句の頌文を授け修し
 其文曰行者宿報我花我成玉女身被犯一生之間能莊嚴臨終
 引導生極樂是より宗々廣く衆生化度る巨を
 傳修し方依此尊の利益方便唐土本朝の靈驗舊記
 〓季きゆり今記とふきり 六角堂
 天照皇靈藏三月十音り千是開為科 頂法寺

図 14 ④ 3ウ

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

本乃御言... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起...

図 19 ⑤ 2ウ

のミウ... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起...

図 17 ⑤ 1ウ

B250100
法大師... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起...

図 20 ⑤ 3才

川あり... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起... 六角堂... 池坊... 縁起...

図 18 ⑤ 2才

第十八番 京 六角堂
池之坊

當寺の本尊は上宮太子七世の御守り佛
木の大杉一本を以て六角の堂を建玉一
人の臣と誓守せし附屬し玉に因ら池の
坊是なり本尊現と現玉は花活花の柱と
杖へ玉は日本立華活花の始り觀者大慈
の御體にて元照池の坊より千緒永生蘇
生蓮州杯は流蘇まらしくに別れ其大慈は
六角堂池の坊と今の世に名もたかして
大慈の靈驗事と事其なり

わがおもふこゝろのちちはむつのかせ
ただまろかれといのるなりけり



図 23 『西国三十三所巡礼霊場記』



図 21 ⑤ 3 ウ



図 24 生人形興行「西国三十三所
観音霊驗記」引札 (明治 12 年)



図 22 『西国三十三所
観音霊場記』

六角堂縁起と池坊いけばな縁起

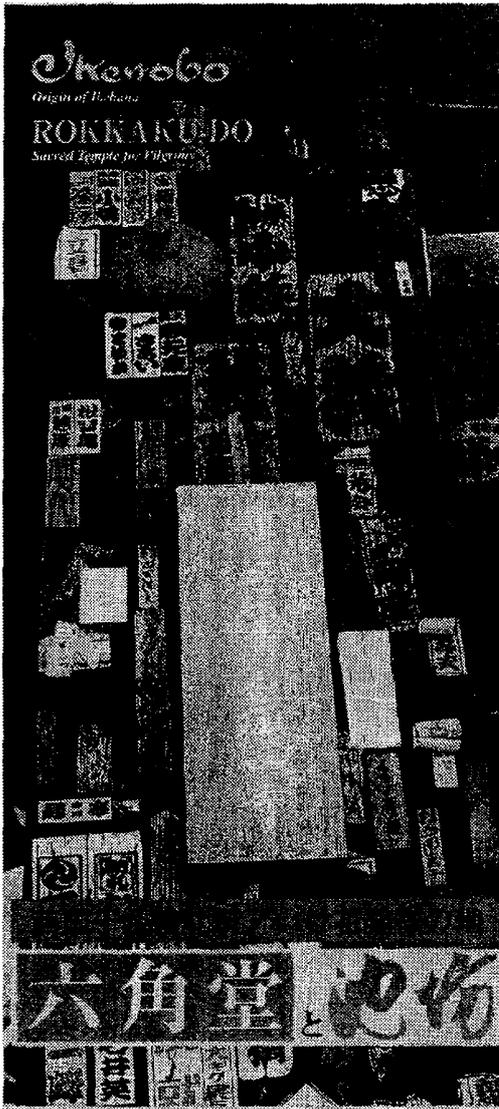


図 26 六角堂現行パンフレット表紙



図 25 『花守人』 p14

※生人形に関して、校正の最終段階にて牧野和夫氏『西国三十三所巡礼記』研究史の「空白領域」―「集古会」―「生人形」とその周辺―（『巡礼記研究』4、平成十九年九月）に接したが、小稿には参照し得ていない。

（本学教授）